

第 1 号

3月7日（金）

平成26年第1回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 氷川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 氷川町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 21号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 氷川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 5号 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 6号 八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について
- 日程第12 議案第 7号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第13 議案第 8号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第 9号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第10号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第11号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4

号) について

日程第17 議案第12号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号) について

日程第18 議案第13号 平成26年度氷川町一般会計予算について

日程第19 議案第14号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第20 議案第15号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第21 議案第16号 平成26年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第22 議案第17号 平成26年度氷川町下水道事業特別会計予算について

日程第23 議案第18号 平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

日程第24 議案第19号 国土利用計画(氷川町計画)の策定について

日程第25 議案第20号 財産の処分について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 陳 野 信 次 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	教 育 長 廣 瀬 亀
総 務 課 長 河 崎 澄 男	企 画 財 政 課 長 平 逸 郎
税 務 課 長 野 田 俊 明	町 民 環 境 課 長 中 島 正
健 康 福 祉 課 長 山 下 剛	農 業 振 興 課 長 稲 田 和 也

農地整備課長 河野正利
総務振興課長 西尾正剛
会計管理者 濤岡美智代
生涯学習課長 木本栄一
代表監査委員 遠山正敬

建設下水道課長 森田寿也
商工観光課長 前田昭雄
学校教育課長 今田辰彦
農業委員会事務局長 草野信一

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成26年第1回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、江寄議員、6番、三浦議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの13日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。

この2件は、資料を配付します。

次に、例月出納現金検査、定期監査並びに備品監査が実施され、その結果報告書が提出されていますので報告します。

次に、平成25年第2回八代広域行政事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、この報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成25年12月25日及び平成26年1月30日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成26年2月18日に熊本県町村議会議長会第64回定期総会が開催さ

れ、議長が出席しました。

なお、この定期総会におきまして、全国町村議会議長会表彰状伝達並びに熊本県町村議会議長会表彰が行われました。

全国町村議会議長会表彰では、笠原良一議員が、議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著な功績があったと認められ、表彰の栄に浴されました。

また、熊本県町村議会議長会表彰では、不肖、私が町村議会正副議長として7年以上在籍したことにより表彰されましたので報告します。

ここで、表彰状の伝達を行います。

まず、全国町村議会議長会表彰状の伝達を行います。

笠原議員、演壇の前へお進みください。

表彰状。熊本県町村議会議長会会長。笠原良一殿。あなたは、町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興・発展に貢献された功績は、特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成26年2月6日。全国町村議会議長会会長、蓬清二。

次に、熊本県町村議会議長表彰状の伝達を行います。私が受賞者となりますので、上田副議長より伝達してもらいます。

○副議長（上田健一君） 表彰状。八代郡氷川町議会議長、永田義昭殿。貴殿は、過年より町村議会の正副議長として地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成26年2月18日。熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。おめでとうございます。

○議長（永田義昭君） これで、表彰状の伝達を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。厳しかった寒さが和らぎまして、梅の花が満開を迎えております。その名もゆかしく弥生の春となりましたけれども、皆様方には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、平成26年第1回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席を頂まして、誠にありがとうございます。また、議員各位には日頃より町政運営にあたりまして格段のご理解とご協力を賜わり、心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。また、ただいま笠原前議長、永田議長、それぞれ表彰の栄に浴されました。大変おめでとうございます。これまでのそれぞれの実績を評価されての表彰であろうというふうに思っております。

て、心よりお喜びを申し上げたいというふうに思います。

さて、本年度もいよいよ押し詰まりまして、年度末を迎えているところでありますが、氷川町を振り返ってみますと、台風及び豪雨等によります大規模な自然災害の発生もなく、比較的穏やかな年度であったというふうに感じております。併せまして、大野窟古墳の国指定史跡認定、皇室行事であります新嘗祭に米と粟を奉獻します献穀事業に熊本県代表として取り組み、無事その大役を果たし終えたことは、氷川町にとりましても大変名誉なことでありまして、より良い年度であったというふうに感じております。

一方、国内の情勢に目を転じますと、山口・島根地方や伊豆大島の豪雨災害をはじめ、全国的な猛暑、関東地方を襲った竜巻や豪雪による未曾有の自然災害が発生をし、尊い命と財産が奪われ、農作物の被害も甚大であります。被災をされました皆様方に、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っているところであります。

反面、伊勢神宮の式年遷宮、出雲大社の60年ぶりの遷宮など、歴史的行事をはじめ、富士山の世界文化遺産登録、和食のユネスコ無形文化遺産認定、2020年冬季オリンピック・パラリンピックの決定など、希望の持てるうれしい出来事も多数ございました。また、先月、ロシアのソチで開催をされました第22回冬季オリンピックでは、日本人選手の活躍があり、明日から始まる第11回冬季パラリンピックでも世界中の人々に希望と感動を与えていただけるものというふうに信じています。

さて、昨今の政治経済情勢は、昨年7月の参議院議員選挙で政権与党が圧勝をし、衆参両院のねじれが解消され、アベノミクスと称される積極的な経済政策に拍車がかかるとともに、消費税増税、TPP参加交渉の進展をはじめ、さまざまな分野で新たな政策が矢継ぎ早に打ち出されおります。これまでの路線から大きく舵を切られようとしておりまして、行政運営の岐路に立たされているというふうに感じております。私たちは、この現実を直視し、時代の流れを的確に捉え、その流れを見誤ることなく堅実な行政運営が求められているところであります。

さて、平成25年度につきましては、氷川町発展に向けた飛躍の年と位置づけ、5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様方と協働しながら、活力のあるまちづくりに向けて取り組んでまいりました。その結果について、ご報告をいたします。

まず、1点目として、活力のある産業の振興でございます。農業振興の分野では、各種生産組織及び町内14の営農組織を中核とした組織型農業を推進してまいりましたが、TPPへの参加に向けた動きがある中、その必要性が増しているとい

うふうに感じております。

新規事業として実施をいたしました業機械再生支援事業では54件の農家が取
り組まれ、ハーベスターの修繕や織機のオーバーホール等により、品質の向上と生
産機械の長寿命化が図られているというふうに思っております。

同じく新規事業として、農地集積加速化事業に取り組みました。モデル地区とし
て、野津地区で営農改善組合設立に向けた合意形成が図られたところでありませ
す。

2年目となります新規就農総合支援事業には、本年度新たに6戸の農家が取
り組まれ、延べ13戸の農家の皆様へ青年就農給付金が交付され、後継者育成の支
援を行っております。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業では、イチゴハウスの電照及び暖房施設、
梨園の強化棚の整備等に取り組みました。

鳥獣被害防止総合対策事業では、捕獲隊を編成し、有害鳥獣の駆除や電気柵等
の設置を推進したところでありませす。

保育所等昼表需要拡大事業により、町内の保育所等の昼替え助成に取り組んで
おりますけれども、本年度は残念ながら活用がございませませんでした。次年度
以降の活用に向け、さらにその普及を図ってまいりたいというふうに思ってお
ります。

氷川町農業元気づくり支援事業におきましては、葉タバコ病虫害予防対策をは
じめ、イチゴ減農薬対策、吉野梨連作障害対策、露地野菜根こぶ病対策等々、7
つの事業の支援を行ったところでありませす。

4年目を迎えました戸別所得補償制度におきましては、651戸の農家が取
り組まれました。交付金額といたしまして5億310万円の実績があったところ
でありませす。また、本年度も生産調整面積の再配分を行いまして、62ヘクタ
ールの稲作の作付けの確保を行ったところでありませす。

安全・安心な農作物の供給体制と経営体の育成・確保の構築を図るため、継
続事業といたしまして、経営体育成支援事業に取り組みました。本年度は33
件、総事業費1億4,300万円の事業を実施し、ハウス施設等の農業用施設
の整備並びにトラクター等の農業用機械設備の更新・拡充が図られたところ
でありませす。

昼需要拡大推進事業及び農業後継者花嫁対策事業につきましても、氷川町
農業振興協議会が主体となり実施をいたしました。昼表の張替補助も順調に
活用があり、花嫁対策事業につきましても、本年度2回の異業種交流を行
ったところであり、一部交際が始まっているという情報も入っております。

氷川町竜北物産館の経営につきましても順調であります。アンテナショップ
であります氷川のしずくの赤字も減少傾向にあります。

水産資源回復基盤整備交付金事業におきましては、アサリ・ハマグリ稚貝
の放流

及び漁場の耕うん並びにナルトビエイの駆除を行ったところでもあります。

農業基盤整備事業におきましては、幹線排水路護岸整備工事によります基礎洗掘防止対策を講じ、鹿島並びに西野津地区排水路改修事業、農地の区画拡大事業2.9ヘクタール、暗渠排水事業241.6ヘクタール、客土事業28.6ヘクタールを氷川町土地改良区と連携をして実施をいたしました。

農業水利施設保全合理化事業におきましては、農業用水の安定供給を図るため、氷川頭首工に流量計を設置し、椀地区小越ため池の漏水防止と操作の利便性を向上するために、取水口の改修工事を行ったところでもあります。町単独事業によりまして、網道地区幹線排水路の浚渫工事を実施いたしました。

竜北地区の地籍調査事業につきましても、年次計画で順調に進捗をいたしております。現在、竜北地区の92%の調査が完了いたしております。氷川町全体では、95.4%の進捗率ということでもあります。

商工業振興対策におきましては、2年目となります住宅リフォーム促進事業につきまして、大変好評でございます。本年2月末現在で、件数で106件、補助金額1,705万円、実工事費で1億3,644万円の実績となっております。町内の中小建設業及び商工業の皆様方の支援と振興につながったものと感じております。

町内の購買力を高めるためのプレミアム付き商品券の発行も継続事業として取り組みました。町内の購買力の向上につながっているものというふうに思っております。

販売戦略商工会補助事業といたしまして、ネット販売販路拡大事業、地域資源活用等特産品開発販路拡大事業を商工会へ委託をし、実施をいたしました。

2年目となります経営革新等推進特別事業には、3つの企業が取り組まれております。経営革新セミナーや個別指導によりまして、経営革新への動機づけと新たな事業展開に向けた計画策定への支援を行ったところでございます。

立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園等につきましては、氷川ツーリズムの事業の資源として活用を図っております。

氷川まつり並びに梨マラソン大会、いずれも過去最高の参加者を得て、盛会に開催をすることができました。

地域事業として取り組みました「氷川町フットパスづくり事業」でございますが、宮原まちなか、竜北古墳及び氷川の3つのコースを設定いたしました。今後は、その設定したコースの活用を図るべく、立神峡管理組合皆様方の、その取り組みに期待を寄せているところでもあります。また、ヘラブナ釣り大会等各種イベント事業も盛会に開催をし、地域経済の活性化に役立ったものというふうに感じております。

2点目といたしまして、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。疾病の早期発見・早期治療を促進し、町民の皆様方の健康増進と医療費の抑制を図るため、40歳、50歳及び60歳を対象にした人間ドック助成受診費用の助成を行ったところであります。また、40歳から60歳の5歳刻みの皆様方を対象に、大腸がん及び乳がん検診、また20歳から40歳までの5歳刻みの女性を対象とした子宮頸がん検診の無料クーポン券を発行いたしました。それぞれの検診につきまして、それぞれ受診のほうも上向いておりまして、それぞれのいわゆる検診の推進、予防検診に役立つものというふうに思っております。

少子化及び定住促進対策といたしまして、中学校3年生までの医療費の無料化を行っております。特に、医療費の無料化につきましては、窓口で現物給付というふうに、その給付の方法を変えまして、漏れなく医療費の無料化の、その助成を行っているところでありまして、それぞれ対象となります家庭におきましては、大いにその支援につながっているものというふうに考えております。

地域子育て創生事業におきましては、継続をいたしまして、産前産後ホームヘルプ事業を実施いたしました。母親の精神的・肉体的な負担を軽減することができたというふうに思っております。

高齢者対策といたしまして、新規事業として総合事業訪問リハビリテーション事業に取り組みました。これは、いわゆる要介護認定において要支援とならないボーダーラインの層にあります皆様方への訪問によるリハビリテーションを実施したところでありまして、いわゆる介護認定にならない皆様方、そのボーダーラインにいらっしゃる方々の、その支援には大いに役立っているものというふうに思っております。

いきいきサロン事業につきましては、町内全地区での実施を目指して普及推進を図っております。本年度、新たに2地区で取り組みが始まりまして、現在27地区で実施をされております。

食の自立支援事業におきましては、調理が困難な一人暮らし高齢者世帯への昼食、夕食について、年間延べ3万2,000食の配食サービスの提供を行い、日常生活の支援に役立っているものと思っております。

役場本庁舎、文化センター、健康センターの障害者用駐車場に屋根付きのカーポートを本年度設置いたしました。雨天時における利用に大いに役立っているものというふうに感じております。

高齢者住宅改造助成事業につきましては、本年7件の利用があったところであります。

災害時要支援体制につきましては、民生児童委員の皆様方の協力を得て、要援護

者の状況把握及び台帳整備を行っております。関係者及び関係機関において情報を共有することによりまして、有事に備えているところであります。

なお、少子高齢化は年々進行すると思われまます。町社会福祉協議会との連携を図り、地域を地域で支える福祉の環境づくりを推進していかなければならないというふうに思っております。

3点目といたしまして、人を育む教育の振興であります。児童生徒の安全な教育施設の整備を図るために、校舎等の耐震補強改修工事を計画的に実施をいたしております。本年度は、氷川中学校校舎並びに竜北中学校体育館の耐震補強・大規模改造工事を行いました。それぞれ計画どおりに工事が完了をし、暫時新しい教室と体育館で既に授業が行われております。

夏場の酷暑対策といたしまして、小中学校の全教室に配備をいたしましたスタンド式扇風機の利用が2年目を迎えましたけれども、昨年のような猛暑にあっては、集中力の持続や熱中症の予防等学習面及び健康面においても相当の効果が上がっております。学習環境の改善に役立っているものというふうに感じております。

要支援児童生徒教育支援事業及び学校支援地域本部事業にも取り組んでおります。教育現場への直接的な支援によりまして、就学環境の充実につながっているものというふうに思っております。

学校給食共同調理場のトイレ、シンクの改修を行いました。一部、衛生面での向上を図るとともに、氷川中学校及び宮原小学校の調理場の備品につきましても、一部更新を行い、調理環境の整備を図っているところであります。

八火図書館並びに宮原振興局の整備につきましましては、皆様ご承知のとおり、新館の改修工事、それから本館の解体工事が計画どおり完了をいたしました。

冒頭申し上げましたとおり、大野窟古墳につきましましては、昨年1月に国指定申請書を提出してございましたけれども、昨年の10月17日付けで認可を受けたところであります。

総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」も3年目を迎えております。本年度新たに3種目を追加し、13の種目で活動が図られております。社会体育及び文化活動の振興に大きく寄与をしているというふうに思っております。

4点目といたしまして、安全で快適な生活環境のまちづくりであります。生ごみの減量及び堆肥化による有効促進を図るため、電気式生ごみ処理機の購入助成を実施しております。残念ながら、本年度は1台の購入にとどまっております。当初予定いたしておりました普及台数には及びませんでしたので、今後ぜひその普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

2年目を迎えました住宅用新エネルギー等導入促進事業につきましましては、太陽光

発電施設 3 件、太陽熱利用施設 4 件、計 7 件の利用がっております。

防災対策といたしまして、県の地震・津波被害想定に基づき「氷川町地域防災計画」の見直しを行いました。また、学校給食共同調理場北側にありました体育倉庫を解体し、防災倉庫を新しく設置をいたしました。また、宮原振興局の新館におきましても、防災倉庫を同様に整備をしたところであります。併せまして、必要な食料及び飲料水の備蓄も今年度から 3 年間計画でスタートをいたしてございまして、本年度必要なものを既に確保しているところであります。

また、生活安全推進室の機能を生かし、雇用相談、また多重債務相談等の拡充をはじめ、各地区自主防災組織の活動、また氷川地区少年警察ボランティア協議会、消防団、PTA、老人クラブや民生児童委員の皆様方の協力によりまして、防災ボランティア活動が積極的に進められております。地域の防犯体制の充実が図られているというふうに思っておりまして、大変ありがたく思っているところであります。

町内の住宅建築物の安全性の確保と耐震性の向上を図るため、住宅建築物耐震改修促進計画に基づきまして、戸別住宅の耐震診断事業、アスベスト調査分析事業にも取り組みました。しかしながら、活用がなかったところであります。このことにつきましても、今後さらにその普及を図ってまいりたいというふうに考えております。

下水道事業につきましても、普及率が 90.9%まで達成することができております。暫時、その計画に基づきまして事業を進めてまいっております。集落内の道路・排水路整備につきましても、区長様方のご協力をいただきながら、地区要望と氷川町道路整備基本計画との整合性を図りながら整備をしているところであります。

また、広域アクセスのための幹線道路の整備、生活幹線道路ネットワークを確立し、町民生活における交通環境の改善及び産業の振興、救急医療や弱者支援に寄与する道路について、社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、整備を図ったところであります。

宇城氷川スマートインターチェンジ事業につきましては、来る 3 月 29 日に開通をいたします。利用時間につきましては、当初 16 時間利用ということで計画をされておりました。それではなかなか利用が効果がないということで、宇城市と、それから氷川町一緒になりまして、ネクスコ西日本のほうに積極的に要望いたし、24 時間利用するということで決定をいたしました。24 時間利用が可能になったところであります。残念ながら、本町のアクセス道路の整備が遅れてございまして、国道 3 号側からの利用につきましては、1 年遅れるということになります。大変残念

に思っております。なお、インターに附属してバス停が設置をされますけれども、バス停の名称につきましては「氷川高塚」で決定をしたところであります。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。一行政区一区長制につきましても年数が経ちまして、軌道に乗っているものというふうに思っております。昨年、見直しを行いました氷川町総合振興計画、また地区別計画に基づきまして、区長様を中心に、地区住民の皆様方のご理解とご協力によりまして、円滑に地区運営がなされているところでございます。

住民との協働によるまちづくりを進めるため、町政懇談会を13カ所で開催いたしました。参加者につきましては、あまり多い参加数とは言えませんでしたけれども、それぞれ地区の課題等々につきましても、直接ご意見を聞けたということでは、大変意義があったものというふうに感じております。

行政情報の提供にも努めております。町長交際費の公開、町広報誌や町ホームページにより、町の例規、あるいは身近な情報を発信いたしております。本年1月29日付けで熊日の朝刊でございましたが、熊本県内の情報公開度ランキングが載っておりました。氷川町は、県内自治体中20位というところであります。45自治体ございますので、ちょうど半分より少し上かなということではございますが、今後も情報公開につきましては、積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。どうぞ議会、また教育委員会におきましても、その情報の公開に、ぜひ進めていただければなというふうに願っております。

入札制度の改革につきましても取り組んだところであります。条件付き一般競争入札制度の導入を図り、その改善を図っているところであります。また、行政改革プランの完全実施を目標として、改革の取り組みを進めております。まだまだ改革が足りない部分もございます。今後もそのプランに沿いました行政改革というものでは、これからも進めてまいりたいというふうに思います。

大空町との友好事業につきましても、順調にその友好の輪が深まっているところであります。本年度は、本町の青年農業者と大空町の青年農業者の相互の交流というものをテーマといたしまして、交流を進めております。来る3月22・23日の氷川まつりには、また大空町のほうから7名の使節団が見えられるというふうに聞いております。町民こそ歓迎をしたいというふうに思っております。これからもさらにその友好の輪と絆を深めてまいりたいと考えております。

以上、5つのまちづくり戦略を掲げ、最善を尽くしてまいりました。議員各位並びに町民の皆様方をはじめ、関係組織、機関のご協力のもと、全職員が一丸となって職務に精励したことによりまして、相応の効果を得ることができた行政運営であったというふうに感じております。

以上、平成25年度を振り返りましての行政報告といたします。

○議長（永田義昭君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

- 日程第 5 議案第 1号 氷川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 氷川町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 21号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 氷川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 5号 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 6号 八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更について
- 日程第 12 議案第 7号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 13 議案第 8号 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 14 議案第 9号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 15 議案第 10号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 16 議案第 11号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 17 議案第 12号 平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 18 議案第 13号 平成26年度氷川町一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 14号 平成26年度氷川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 15号 平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度氷川町介護保険特別会計予算について
日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度氷川町下水道事業特別会計予算について
日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について
日程第 2 4 議案第 1 9 号 国土利用計画（氷川町計画）の策定について
日程第 2 5 議案第 2 0 号 財産の処分について

○議長（永田義昭君） 日程第 5、議案第 1 号、氷川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてから、日程第 2 5、議案第 2 0 号、財産の処分についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） それでは、平成 2 6 年度に向けました施政方針並びに、今回提案をいたしております議案の提案理由につきましてご説明させていただきます。

日本の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の効果もありまして、実質 GDP が四半期連続でプラス成長となるなど、着実に上向いているというふうに思っております。しかし、景気の回復の実感、地域経済にはまだまだ十分浸透しておりません。デフレ脱却は道半ばであり、先行き不透明な状況が依然として続いているというふうに認識をいたしております。また、国の財政状況は少子高齢化等の要因によりまして悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応や東日本大震災への対応等が重なって著しく悪化が進み、極めて厳しい状況にあるというふうに思っております。

このような中、経済財政運営に当たりましては、経済成長につながる施策を果敢なく実行していくとともに、未来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の好循環を達成していくというふうに国のほうでは目標を掲げ、推進をされております。

地方財源につきましては、平成 2 5 年度地方財政計画の水準を下回らないように、実質的な同水準を確保するというふうに述べられておりますけれども、歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなどの改革が進められております。頑張る地方を息長く支援するため、地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入するというふうにされておりますけれども、その内容につきましてまだ全容が明確でないというところであります。

一方、熊本県もまた平成 2 6 年度当初予算の大まかな収支見通しでは、相当の財源不足が見込まれております。国の地方財政対策に大きく左右される状況にございまして、国の予算編成及び地方財政対策の動向等によりましては、厳しい財政運営を強いられる状況にあるというふうに感じております。

このような国・県の政策、あるいは財政状況を踏まえまして、平成 2 6 年度氷川

町一般会計予算につきましては、大幅な将来の歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて、職員自ら創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直しや事業間の優先順位を厳しく選択を行う一方、将来に向けた町政発展の礎を築くために、重要と考えられる事業につきましては、国・県の交付金等の活用を図りながら必要な財源を確保し、メリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比3.6%増の総額62億7,254万6,000円としたところであります。

歳入といたしましては、県支出金、町税が若干増加をすると見込みました。不透明な地方交付税は横ばい、地方譲与税及び国庫支出金は減少するというふうに見込んだところであります。財源確保のために財政調整基金からの繰り入れを行うことといたしております。また、町債につきましては、必要最小限度にとどめたところであります。

歳出では、民生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費を増額予算といたしました。それ以外は横ばい及び減額としたところであります。

氷川町が誕生いたしまして9年目を迎えております。合併の真価が問われる大切な時期を迎えているところであります。平成26年度は、ふるさとの未来を開く出発の年と位置づけ、当面する課題を解決するとともに、将来の氷川町を展望した新たな視点を持ち、氷川町総合振興計画の基本理念に基づいた、次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆様方と協働しながら、安心して暮らせ、幸せを実感できる氷川町の実現に向けた町政の展開を行ってまいり所存でございますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

まず、1点目といたしましては、活力ある産業の振興を図ってまいらなければならぬというふうに思っております。安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業であります農業、商工業に活力がなくてはなりません。農業振興策といたしまして、TPP参加交渉等の動向を注視し、また県南フードバレー構想との連携を図りつつ、足腰の強い農業経営を図るため、これまで同様に各種生産組織及び町内の14の営農組織を中核とした組織型農業を積極的に推進をしてまいります。共同経営を視野に入れた集落営農組織の育成を推進すべきというふうに思っております。農地集積加速化事業につきましては、昨年から取り組みました。昨年が野津地区、本年度は吉野地区をモデル指定いたしまして、農地の集積を推進してまいりたいというふうに思っております。2年目となりますい業機械再生支援事業につきましては、昨年度の実績、それから生産部会の要望を踏まえまして、一部機械の補助上限額の拡大を行い、い業関連機械の維持管理を支援したいというふうに思っております。具体的に申しますと、昨年は織機の上限額は20万でしたが、本年度ハーベスター、それから乾燥機等につきまして、その上限額の増額を図ったところ

であります。昨年取り組みがなかった保育所畳表需要拡大事業につきましては、ぜひ畳のその効能というものをですね、認知をいただきまして、各町内の保育所への普及を図りたいというふうに考えております。新規就農総合支援事業、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業及び鳥獣被害防止総合対策事業につきましても、国・県の事業を積極的に活用し、新規就農者の支援、園芸作物農家の施設整備の支援及び鳥獣被害の防止を図ってまいります。氷川町農業元気づくり支援事業につきましては、新たにトマトの遮光資材導入対策、あるいは酪農業の性判別精液活用推進事業、これまでと継続いたしまして葉タバコの病虫害予防、それから露地野菜の病虫害対策等々、7つの事業を展開したいというふうに思っております。また、継続事業といたしまして、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づきます農産物販売戦略強化対策、いぐさ・畳表生産体制強化緊急対策事業、日本産ブランド輸出促進事業をはじめ、農地の利活用の調整、利活用状況調査等の農業委員会の機能充実を支援する農地制度実施円滑化事業にも継続をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。農業経営等の安定化と農家の負担の軽減を目的といたしました農業収入安定化事業につきましては、共済掛金の助成率を45%助成、これを据え置いて実施をしたいというふうに思います。アンテナショップであります氷川のしずくにつきましては、今後ともコストの削減と売上げの増を目指して取り組んでまいります。氷川町のPR活動を積極的に推進をし、所期の目的達成に向けて努力をしております。水産資源回復基盤整備交付金事業、これも継続して実施をしたいと思っております。アサリ・ハマグリ稚貝の放流、漁場の耕うん及びナルトビエイの駆除につきましては、漁業組合と共同して実施をしております。農業基盤整備事業につきましても、継続事業として取り組みます。本年度は西野津地区の排水路改修、残り分の工事であります。また、島地区の排水路の整備に伴います測量設計業務、楯地区のため池改修工事、農道早尾腹巻田線の道路改修工事、農道有佐4号線の舗装工事並びに氷川大堰の改修事業を実施いたします。長年の懸案事項であります竜北地区の排水対策につきましては、事業計画の策定と受益農家の合意形成を図りたいというふうに考えております。地籍調査事業につきましても、年度計画に基づき、本年度は大野地区の一筆調査を行う予定でございます。商工業振興策といたしまして、新規の事業といたしまして、まちなかづくり推進事業に取り組むたいと思っております。既存のさくらカード会から氷川カード会への移行に伴いますポイントカード機器の新規導入等の支援を行う予定であります。継続事業の住宅リフォーム促進事業につきましては、空き家の解体を補助の対象としたいというふうに考えておまして、その補助枠を拡大することによりまして、中小建設業の支援、また空き家対策として地域環境の改善とともに

に、町内商工業の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。ネット通販販路拡大事業、地域資源活用等特産品販路拡大事業、販売戦略商工会補助金として位置づけております。経営革新推進特別事業にも取り組みを、ぜひその企業数、取り組み企業数を倍増できるような予算措置を行ったところであります。積極的に、その取り組みを図っていただきたいというふうに思っております。町単独で行っておりますプレミアム付き商品券の発行につきましても、継続して実施をいたします。町内における購買力の向上を目指すわけでございます。企業誘致につきましても、現在、県企業立地課と連携を図りながら、その実現に向け活動を行っております。スマートインターチェンジ開業に伴いまして、是非、企業の進出を図っていただけるように、積極的にまた取り組んでまいりたいというふうに思っております。立神峡公園、まちづくり酒屋、竜北公園につきましても、これまで同様に氷川ツーリズム事業の一つの資源として位置づけております。その積極的な活用を図るべく、さまざまな事業の展開を図らなければならないというふうに思っておりますし、フットパス事業につきましても、昨年度からコースができたわけでございますので、本年度からその活用を積極的に行ってまいらなければならないというふうに思っております。氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種イベントにつきましても、これまで以上に参加者を増やすような工夫をし、地域経済の活性化につなげてまいりたいというふうに思っております。

2点目は、安心して暮らせる福祉のまちづくりであります。これまで続けておりますそれぞれの検診事業につきましても、これまで以上にその補助枠の件数を増やし、多くの皆様方に検診を受けていただけるような環境を整えたいというふうに思っております。特定検診事業につきましても、なかなか受診率が伸びておりません。本年度は、その受診率を少しでも伸ばしたいという思いと、やはり自分の体の状況は、是非、検診を受けて確認をしていただきたいという思いから、本年度、過去5年間未受診者の方につきましても、無料クーポン券を配布し、受診率の向上と健康管理の自己啓発を図ってまいりたいというふうに思っております。少子化及び定住促進対策として実施しております医療費の無料化、これまで同様に中学校3年生までの無料化、またそれぞれのインフルエンザ等々予防接種につきましても、その助成を継続して実施をしてまいりたいというふうに思います。産前産後ホームヘルプ事業につきましても同様に継続をいたします。併せまして、子ども・子育て支援計画策定に向けたニーズ調査を昨年実施をいたしました。今年度もその調査を踏まえて、新たな子ども・子育ての計画策定に向けて、その取り組みを進めてまいります。高齢者及び障害者対策といたしましては、引き続き、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、高齢者及び障害者住宅改造事業、あるいは障害者自動車運転免

許取得及び車輛改造事業、難聴児の補聴器購入事業等々につきましても、積極的にその普及の推進に図ってまいりたいというふうに思っております。特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区開催を目標に、3年間普及を進めてまいりましたが、いまだ27地区での取り組みにとどまっております。残りの地区での取り組みを是非行っていただけますように、これからも積極的に区長様はじめ、民生児童委員の皆様方への協力をいただきながら、その普及を図りたいというふうに考えております。また、氷川町国民健康保険財政健全化計画につきましても、平成25年度で見直しを行いました。先般、協議会にお諮りをし、その内容の確認をいただいたところであります。その健全化計画に基づきまして、国民健康保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。氷川町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画につきましても、見直し作業が完了をいたしました。向こう、これから将来に向けての社会福祉協議会のあり方につきまして、その指針が整ったところであります。その計画に基づきまして、今後社会福祉協議会の事業、どういった展開をしていくのかということにつきまして、これから皆様方とともに、また考えてまいりたいというふうに思っております。医療費の抑制と疾病予防のための住民健診の受診率の向上、これは言うまでもございません。是非、その受診をしていただきまして、それぞれの自己管理、健康管理に努めていただきたいと思いますし、その支援を行政として行っていきたいというふうに思っております。

3点目は、人を育む教育の振興でございます。今、計画的に進めております校舎の耐震補強改修工事、26年度は竜北中学校の校舎及び竜北西部小学校の低学年棟の耐震補強・大規模改造工事を施工いたします。既に国の予算も今回の補正予算で確保できました。25年度の補正予算で後ほど計上いたしますけれども、その計上いたしましたものをそっくり次年度に繰り越しまして、年度当初から工事ができるように準備を進めているところでございます。また、平成27年度に施工を予定しております氷川中学校のプールの改築工事に伴います実施設計を26年度で策定をしたいと考えております。全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行います要支援児童生徒教育支援事業及び地域ぐるみでの学校運営を支援します学校支援地域本部事業にも継続して取り組んでまいります。特に、要支援児童生徒支援員につきましては、2名増員をいたしまして10名体制で当たってまいりたいというふうに思っております。学校給食における地元の食材の活用を図るための助成及び各学校の図書購入費につきましては、これまでどおり継続をして上乗せ補助を行いたいというふうに思っております。学校施設の補修と教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を一義的に尊重をいたしまして、これからも進めてまいりたい

というふうに思っております。幼児期における質の高い保育・教育を支援するための「氷川町子ども・子育て会議」を設置いたします。氷川町子育て支援プランの策定を行い、すべての子どもと子育て家庭が安心・安全、健康に暮らせる町を目指してまいりたいというふうに思っております。八火図書館並びに宮原振興局の複合施設につきましては、26年度で本体工事を行います。来年の4月供用開始を目指して工事を進めてまいりたいというふうに考えております。また、株式会社電通の創始者であります光永星郎翁の生涯を描いた放送番組を制作したいというふうに思っております。同氏を顕彰するとともに、新築をされます八火図書館内に八火コーナーを創設し、映像で同氏の顕彰を図るとともに、地域の皆様方にもそういった偉人がこの町に、輩出した町なんだという誇りを持っていただけるような環境を整えてまいりたいというふうに思っております。生涯学習の拠点であります公民館の多目的ホールの音響の改修、それからプロジェクターの機器を整備したいというふうに思っております。これまで以上に、その施設の活用が図られるものというふうに期待をいたしております。氷川町体育協会並びに総合型地域スポーツクラブ「ひかわスポーツクラブ」の組織の強化、それから会員の拡大を目指しまして、相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

4点目は、安全で快適な生活環境のまちづくりを進めてまいります。地域環境への負荷軽減によります自然と共生するまちづくりを目指しまして、太陽光発電施設等の費用助成を行う「住宅用新エネルギー等導入促進事業」につきましては、先ほど本年度の実績を申し上げましたけれども、更にその需要が高まるように普及を進めてまいります。生ごみの減量化を目指しました電気式生ごみ処理機、25年度1台の導入にとどまっておりますので、是非、このことにつきましても、それぞれ各世帯の皆様方のご理解を得て、普及に努めてまいりたいというふうに思っております。八代市が建設を予定しております新たな環境センターでの広域処理の問題につきましては、これまでも皆様方とともに色々ご協議をしましてまいりました。現在、氷川町、八代市、八代生活環境組合、三者による協議を進めているところでございますけれども、なかなかこれまでその進捗が見えなかったのは事実でございます。昨年、それぞれ八代市の首長も代わられております。新たな首長のもとで、また一からの積み上げという気持ちでですね、協議を更に進めてまいりたいと思っておりますし、八代市の環境センターは着々とその事業が進んでおりますので、将来の広域的な処理というものを目指した協議を積極的に進めてまいりたいというふうに思います。防災・防犯対策といたしましては、氷川町地域防災計画の見直しを暫時進めてまいります。また、新たに整備をいたしました防災備蓄倉庫における災害対応資

機材及び食料等の備蓄を計画的に進めてまいります。消防団及び自主防災組織を核といたしました地域防災体制の充実、地域ぐるみで見守る防犯体制の確立、これまでもそれぞれ皆様方のご協力を得て体制が整ってきておりますけれども、更なる充実を図るべく、さまざまな取り組みを一緒になりまして考えてまいりたいというふうに思います。特に、消防団につきましては、団員の確保が今一番大きな課題でございます、その団員の確保に努めてまいりたいというふうに思います。併せまして、消防団員の活動につきまして、その活動の利便性を向上するために消防団員全員に活動服（作業服）を支給し、活動環境の改善を図りたいというふうに思っております。下水道事業につきましても、計画に沿って促進をいたします。併せまして、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入につきましても、本格的な協議を進めてまいります。集落内の道路、河川、排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画、また地区からの要望等との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等の国・県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位を付けて整備を行ってまいりたいと思っております。町が管理をいたします既設の橋梁につきましては、橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして、本年度から新設及び改良工事に着手をしております。町内の住宅建築物の安全性の確保、耐震性の向上を図るための住宅建築物耐震改修促進計画に基づき、戸別の住宅の診断及びアスベスト分析事業、25年度実績が上がりませんでした。必要な部分があればですね、是非、活用いただけるように今後も周知を徹底してまいりたいというふうに思っております。また、公営住宅等の長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の整備に着手をしております。26年度は桜ヶ丘団地のリフォーム改修というものを予算化したところであります。定住促進施策の一環として、空き家・空き店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受け入れを行う移住・定住促進事業にも新規に取り組んでまいりたいというふうに思っております。町内にあります空き家・空き店舗、あるいは遊休農地を積極的に活用を図ることによりまして、定住の促進につなげてまいりたいということでございまして、窓口を一本化してつくりまして、その普及を図りたいというふうに考えております。宇城氷川スマートインターチェンジ事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり氷川町のアクセス道路はまだ整備が遅れておりますので、全面供用開始に向け、早期に完成を目指して全力を傾注して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。行政運営には、必要性、計画性、実行性、継続性、創造性が必要と考えております。第1次氷川町総合振興計画の後期5年の計画、また地区別計画をそれぞれの計画を基本に行政運営を進めてまいります。新規の事業といたしまして、町の行政の事務事業の評価を行い

たいというふうに思っております。評価を行うことによりまして、効率的な行政運営、あるいは適正な人事管理の構築を目指したいというふうに考えております。また、平成27年度に導入が予定されております社会保障・税番号制制度に対応する業務及び関係例規の整備を今年度図ります。住民主役のまちづくりを進めていく上では、町民の皆様との対話と協調が重要であります。本年度も町政懇談会を実施するとともに、情報を共有する必要があります。できる限りの情報提供に努めてまいります。堅実な行財政運営を行うためにも、行財政改革、これを止めるわけにはまいりません。今後もプランに沿った行財政改革を進めてまいりたいというふうに思っております。自主財源を確保することは、私ども行政運営にとって最も重要な業務でございます。平成25年度で導入をいたしました滞納整理支援システムを活用し、滞納整理の推進と収納率の向上を目指してまいりたいというふうに思っております。その具体的な取り組みにつきましては、担当課のほうで今後更にそのプランをつくってくれるものというふうに思っております。更に効率の良い機能的な行政組織とするため、役場の機構の改革、職員の能力開発にも努力をしてまいりたいと思っております。先ほど申し上げました行政評価が行われますと、そのような部分がまず見えてくると思っておりますので、それをもとに組織の改編等もですね、視野に入れて今後も作業を進めてまいりたいというふうに思っております。大空町との友好関係も大切にまいります。人事交流及び物産の相互交流を活発にし、更に友好の絆を深めたいという思いでございます。

以上、5つのまちづくり戦略を平成26年度の町政運営の基本方針として、安心して暮らせ幸せを実感できる氷川町の創造を目指しまして全身全霊を傾注し、危機感と緊張感を持って取り組んでまいる所存でございます。どうぞ、議員各位にはより一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、条例の制定及び一部改正その他10件、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算5件、平成26年度一般会計及び特別会計予算6件でございます。

議案第1号は、氷川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定でありまして、地方公務員法の改正に伴い、必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

議案第2号は、地方公務員法の改正に伴い、氷川町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び地域自立支援協議会委員の創設に伴い、氷川町報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、社会教育法の改正に伴い、氷川町社会教育委員設置条例の一部を

改正するものであります。

議案第5号は、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、八代市立養護学校の名称変更に伴い、八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部を改正するものであります。

議案第7号は、本年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から高遊原南消防組合が脱退することから、規約の一部を変更するものであります。

議案第8号から議案第12号までは、平成25年度一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、一般会計及び特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正をお願いするものであります。なお、一般会計補正予算における増額補正は、国の補正予算に伴います農地費の農業基盤整備促進事業並びに教育費の竜北西部小学校校舎並びに竜北中学校校舎耐震補強大規模改造工事事業に係る予算計上分でございます。

議案第13号は、平成26年度氷川町一般会計予算であります。歳入歳出の総額それぞれ6億2,254万6,000円とするものであります。歳入面では、自動車税、自動車重量税、譲与税に若干の減収が見られます。個人・法人町民税、固定資産税、町たばこ税の伸びが見込めるため、町税が前年度より約2,480万円の増額、地方交付税は前年並みと見込みました。国庫支出金は、約1億5,180万円の減額を見込み、県支出金は約2,130万円の増額を見込み、町債も前年度より3億5,101万円の増額といたしました。目的事業の補填といたしまして、図書館建設基金及び竜北物産館運営基金から、合わせて5,605万円を繰り入れております。また、財政調整基金からの繰り入れにつきましては、前年度より2,000万円を減額したところであります。歳出では、民生費で前年度より1億5,570万円の増額であります。臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金並びに慈光保育園改修に伴う保育所緊急整備事業費補助金の増額に伴うものでございます。教育費で、前年度より4億3,320万円の増加でありまして、竜北西部小学校及び竜北中学校校舎の工事に伴うものでございます。消防費で、前年度より1億2,365万円の増加であります。八代広域行政事務組合消防無線機器のデジタル化に伴います負担金及び消防団員訓練服の支給による増額であります。農林水産業費、商工費が前年度よりそれぞれ1,300万円の増額であり、公債費も2,370万円の増額といたしました。一方、それぞれ前年度に比べ議会費で48万円、総務費で1億3,416万円、衛生費で8,500万円、土木費で2億7,142万円の減額とい

たしました。歳入の主な予算は、町税8億7,468万6,000円、地方交付税27億2,000万円、国庫支出金6億2,681万7,000円、県支出金5億4,670万5,000円、繰入金3億4,637万6,000円、町債の7億4,801万円でございます。歳出の主な予算は、総務費で12億3,854万9,000円、民生費13億7,539万1,000円、衛生費8億2,053万6,000円、土木費6億6,609万5,000円、教育費7億4,363万円、公債費5億7,370万5,000円でございます。対前年度比3.6%の伸びでございます。

議案第14号は、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ19億9,221万3,000円とするものであります。歳入の主な予算として、国民健康保険税4億4,872万2,000円、国庫支出金5億5,258万1,000円、前期高齢者交付金3億4,003万1,000円、繰入金1億7,107万7,000円であります。歳出の主な予算は、保険給付費13億586万3,000円、後期高齢者支援金等2億5,631万4,000円、共同事業拠出金2億6,800万4,000円であります。前年度とほぼ同額の予算といたしました。

議案第15号は、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出総額それぞれ1億5,452万5,000円とするものであります。歳入の主な予算といたしまして、後期高齢者医療保険料1億411万8,000円、繰入金4,664万4,000円。歳出の主な予算は、後期高齢者医療広域連合納付金1億5,062万6,000円でございます、前年度とほぼ同額の予算といたしました。

議案第16号は、平成26年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳出総額それぞれ14億3,563万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして、保険料2億4,526万1,000円、国庫支出金3億7,464万9,000円、支払基金交付金3億9,846万1,000円で、歳出の主な予算は、保険給付費13億7,306万円でございます。対前年度比5.2%の伸びといたしました。

議案第17号は、平成26年度氷川町下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ7億6,071万6,000円とするものであります。歳入の主な予算といたしまして、使用料及び手数料1億1,735万2,000円、国庫支出金1億5,000万円、繰入金2億9,729万9,000円、町債1億6,410万円です。歳出の主な予算は、公共下水道事業費4億8,819万7,000円、公債費2億6,944万4,000円でございます、対前年度比1.6%の減であります。

議案第18号は、平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計予算であります。歳

入歳出総額それぞれ945万9,000円とするものであります。歳入の主な予算として、繰入金940万8,000円、歳出の主な予算は、公債費934万6,000円でございます。対前年度比75.9%の減であります。

議案第19号は、国土利用計画（氷川町計画）の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、宇城氷川スマートインターチェンジの事業用地として、西日本高速道路株式会社九州支社熊本高速道路事務所に対し、町有地を売却することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

なお、廣瀬教育長から、一身上の都合によりまして、本年3月31日付けをもって教育委員を辞職したい旨の届出がございました。委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に、「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる」という規定になっております。氷川町教育委員会並びに氷川町及び八代市中学校組合教育委員会では、本年2月21日付けで辞職の同意の決定がなされております。その決定を受けまして、私も同氏の本年3月31日付けでの辞職に同意をしたところでございます。したがって、本定例会最終日に後任の教育委員の選任同意について提案をしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

併せまして、遠山監査委員の任期満了に伴う後任の監査委員の選任同意並びに副町長の選任同意につきまして、同じく本定例会最終日に提案をいたしますので、併せてよろしくお願いをいたします。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なご決定をいただきますようお願い申し上げます。施政方針と提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田義昭君）　ここで、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩　午前11時15分

再開　午前11時25分

-----○-----

○議長（永田義昭君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第1号から順次、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河崎澄男君）　説明します。議案第1号、氷川町職員の高齢者部分休業に

関する条例の制定について。氷川町職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。条例内容は、55歳以上の職員が申請をした日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について、勤務しないことを承認することができる条例でございます。ただし、勤務をしない時間については、給与を減額するという内容でございます。

続きまして、議案第2号、氷川町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について。氷川町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。条例では、職員が修学のために勤務しないことを承認することができる期間は2年と規定されておりますが、修学部分休業取得中の給与に関して、労働基準法を踏まえ、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第3号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この条例は、身体障害者相談員、知的障害者相談員の報酬額をこれまで要綱で定めておりましたが、地方自治法の規定に基づき条例で定めることとしたため、また地域自立支援協議会委員についてもこれを明確にするため条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第21号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。内容は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金、賦課金及び介護給付金賦課金の賦課限度額の引き上げと国民健康保険税の均等割額、平等割額を軽減する所得判定要件基準の緩和でございます。

次に、議案第4号、氷川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について。氷川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この条例は、地方分権一括法の施行により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。改正内容は、社会教育委員の委嘱について、より詳しく明確に規定したものでございます。

次に、議案第5号、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてです。氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改

正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。この条例は、熊本県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、父母に（養父母を含む）を加えた、また法律名の変更があり、これを改正するものでございます。

次に、議案第6号、八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部変更についてでございます。地方自治法第252条の14第2項の規定により、八代市と氷川町との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の一部を改正するものでございます。失礼しました、変更するものでございます。変更内容は、学校教育法の改正に伴い、養護学校が特別支援学校に変更されておりますことから、規約の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。変更内容は、組合の構成団体であります高遊原南消防組合が平成26年3月31日をもって解散し、同日限りで脱退するため、組合規約から高遊原南消防組合を削る規約の一部を変更する内容でございます。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第8号、平成25年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成25年度氷川町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、開けていただきまして、1ページ、第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ8億850万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,339万4,000円とする補正予算であります。

まず、繰越明許費からご説明いたします。6ページをご覧ください。15款、民生費、子ども・子育て支援制度システム改修委託事業314万3,000円、ほか5本の事業を繰り越すものです。国の補正予算等によるもので、事業執行期間がないために繰り越すものです。

次に、7ページ、債務負担行為補正をご覧ください。まず、追加が1件ございます。土地改良施設維持管理適正化事業、期間、平成25年度から平成29年度、限度額320万8,000円です。また、変更は、指定管理委託料等で6件、これは4月1日より消費税が5%から8%に変更されるに伴い、限度額を変更するものです。

次に、歳入予算の概要を説明いたします。9ページ、事項別明細書をご覧ください。65款、国庫支出金の主なものは、農業体質強化基盤整備促進事業補助金1億4,344万円、西部小及び竜北中学校校舎の耐震大規模改造に伴う補助金1億9,428万6,000円を計上しております。99款、町債は、農業基盤整備促進事業分3,640万円、町道吉本本山線改良事業分2,220万円、西部小及び竜北中学校校舎の耐震補強・大規模改造事業分5億29万円を計上しております。

続きまして、歳出のご説明をいたします。10ページをご覧ください。25款、農林水産業費では、工事請負費6,700万円を計上しております。排水路改修工事、護岸工事、若洲排水機場エンジン分解整備工事です。また、分担金及び交付金1億885万2,000円を計上しております。農業基盤整備促進事業補助金として、暗渠排水工事72ヘクタール分です。45款、教育費では、西部小学校校舎の耐震補強・大規模改造工事2億4,311万6,000円、竜北中学校校舎の耐震補強・大規模改造工事4億4,215万5,000円を計上しております。

62ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略いたします。

以上で、一般会計補正予算についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第9号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,813万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,223万4,000円とするものです。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入では、款15、国庫支出金が3,838万8,000円の減額で、主に療養給付費等負担金、普通調整交付金の減額が主な要因でございます。款の25、県支出金が1,094万8,000円の増額で、主に特別調整交付金の増額を見込んでおります。

5ページをお願いいたします。歳出では、款の5、総務費が120万6,000円の増額で、主に国保事業報告システムバージョンアップ委託料97万2,000円で、OSサポート終了のため切り替える委託料でございます。款の10、保険給付費が3,044万円の減額で、主に退職被保険者等療養給付費の診療報酬の減額分でございます。

これで、議案第9号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第10号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,135万5,000円とするものです。

4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入では、款20、繰入金が126万1,000円の減額で、主に保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

5ページをお願いします。歳出では、款の10、後期高齢者医療広域連合納付金が167万5,000円の減額で1億4,717万5,000円となっています。内容は、現年度分保険料負担金と滞納繰越分保険料負担金、保険基盤安定負担金の減額によるものです。

これで、議案第10号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第11号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,180万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億178万5,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございますが、昨年の9月議会でおりました平成26年度から3年間の介護認定訪問調査業務委託の債務負担行為の廃止につきましてご説明申し上げます。業務委託につきましては、介護保険法第27条、28条の規定により、市町村は当該職員をして調査させるというものとされておりますことから、熊本県の指導を受け、業務委託での調査員を改めることとし、非常勤職員の直接雇用による調査員に従事させることとしたため、平成26年度から予定しておりました債務負担行為につきましては、廃止させていた

だきたいと存じます。

5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入では、款の15、国庫支出金が4,623万4,000円の減額で主に介護給付費負担金の減額と調整交付金の減額によるものです。款の20、支払基金交付金が3,981万円の減額で、主に介護給付費交付金の減額によるものです。

次のページをお願いいたします。歳出では、款の10、保険給付費が9,112万1,000円の減額で、主に介護サービス等諸費の減額によるものです。その内容は、主に居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の減額と施設介護サービス給付費の増額によるものです。

これで、議案第11号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） それでは、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

議案第12号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は予算書のとおりでございますが、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,042万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ総額6億6,943万9,000円とする補正でございます。歳入歳出の補正の主なものといたしましては、下水道特別会計の収支決算の確定見込みと執行残によります減額補正でございます。

それでは説明いたします。5ページを開けてご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正額の大きなものより説明いたします。まずは、歳入より主なものを説明させていただきます。20款、繰入金につきましては、5項の一般会計繰入金1,301万円の減額補正につきまして、特別会計の収支決算の確定見込みによりまして、減額補正するものでございます。25款、繰越金につきましては、5項の繰越金、下水道特別会計の収支決算の確定見込みによりまして、繰越額の351万8,000円を補正するものでございます。35款、町債につきましては、下水道の事業費の確定見込みに伴いまして1,130万円を減額補正するものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。歳出につきまして説明させていただきます

す。5款、公共下水道事業費につきましては、5項の公共下水道事業費、総務管理費の職員の給料、職員手当、共済費の支出見込額による執行残によります168万4,000円の減額補正でございます。委託料につきましては、下水道台帳更新業務委託料の入札に伴う執行残によりまして150万6,000円の減額補正でございます。10目、公共下水道維持費、負担金補助及び交付金は、流域下水道維持管理負担金の精算数量の確定に伴います執行残による354万1,000円の減額補正でございます。15目、公共下水道建設費、工事請負費の入札に伴う執行残によりまして、1,124万9,000円の減額補正でございます。

以上で、議案第12号、平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第13号、平成26年度氷川町一般会計予算について説明いたします。

平成26年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ62億7,254万6,000円とするものです。

まず、歳入からご説明いたします。8ページの事項別明細書をご覧ください。第5款、町税8億7,468万6,000円を計上しております。前年比2,484万7,000円の増を見込んでおります。第45款、地方交付税27億2,000万円、前年同額です。第65款、国庫支出金6億2,681万7,000円、前年比1億5,183万8,000円の減です。第85款、繰入金3億4,637万6,000円、前年比3,671万円の増です。第99款、町債7億4,801万円、前年比3億5,101万円の増です。主に合併特例債を充てております。歳入合計62億7,254万6,000円で、前年比3.6%の増加となります。今回、予算編成におきましては、歳入不足が見込まれる分につきましては、財政調整基金3億4,600万等を充てております。

次に、歳出につきましては、新規事業を中心に説明させていただきます。9ページをご覧ください。5款、議会費では、使用料及び賃借料259万7,000円を計上しております。議場の映像及び放送システムの改修費です。5年リースで総額2,200万ほどになります。10款、総務費、13目、振興局費の委託料で土地利用計画策定業務委託料441万円を計上しております。また、工事請負費2,504万は、災害時の防災拠点として振興局の屋根に太陽光発電装置と蓄電池の設置を計画しております。15目、企画費、委託料128万8,000円については、

27年度に電子入札を導入するためにシステムの開発等を行うものです。25款、農業費では工事請負費2,570万円を計上しております。有佐4号線舗装工事、早尾腹巻田線道路改修工事、高野道地区排水路改修工事分として計上をしております。30款、商工費では、負担金補助及び交付金として、とくток商品券の助成200万円、住宅リフォーム促進事業補助金1,500万円、ポイントカード会の機器導入等に対する補助として392万円を計上しております。35款、土木費では需用費、町道修繕840万円を計上しております。町道修繕6路線と通行規制標識設置分です。また、工事請負費1,390万円は、町道5路線の補修工事分です。15目、道路新設改良費につきましては、1億8,391万9,000円を計上しております。設計委託料9路線、工事請負費5路線分です。また、20目、橋りょう新設改良費として3,070万円を計上しております。45款、教育費では、工事請負費2,917万円は災害時の避難場所として氷川町公民館の屋根に太陽光発電装置と蓄電池の設置を計画しております。15目、八火図書館費、工事請負費3億9,159万4,000円は、八火図書館、宮原振興局新築工事分です。また、負担金補助及び交付金では、郷土の偉人シリーズ番組制作負担金として1,250万円を計上しております。

136ページの給与明細書以降につきましては、省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議案第14号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2枚開けていただきまして、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億9,221万3,000円とするものです。

6ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入歳出それぞれ19億9,221万3,000円で、前年比1,082万2,000円の増加です。歳入では、款の25、県支出金が前年比2,862万円増の1億3,829万7,000円で、高額医療費共同事業負担金と財政調整交付金の増によるものです。歳出では、款25、共同事業拠出金が前年比2,101万7,000円増の2億6,800万4,000円で、交付金割拠出金額と保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

これで、議案第14号、平成26年度氷川町国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第15号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

2枚開けていただきまして、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,452万5,000円とするものです。

4ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入歳出それぞれ1億5,452万5,000円で、前年比174万1,000円の増です。歳入では、款の20、繰入金が前年比216万9,000円増の4,664万4,000円で、主に保険基盤安定繰入金の増額によるものです。歳出では、款の10、後期高齢者医療広域連合納付金が前年比177万6,000円の増の1億5,062万6,000円で、主なものとして後期高齢者広域連合負担金と保険基盤安定負担金の増額によるものです。

これで、議案第15号、平成26年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第16号、平成26年度氷川町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

2枚開けていただきまして、予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3,563万8,000円とするものです。

5ページの歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。主な項目をご説明いたします。歳入歳出それぞれ14億3,563万8,000円で、前年比7,141万円の増額です。歳入では、款の15、国庫支出金が前年比1,251万8,000円増の3億7,464万9,000円で、主に介護給付費負担金の増額によるものです。款の20、支払基金交付金が前年比1,807万5,000円の増の3億9,846万1,000円で、主に介護給付費交付金の増額によるものです。

6ページをご覧ください。歳出では、款の10、保険給付費が前年比6,243万3,000円の増の13億7,306万円で、主に介護サービス等諸費の増額によるものです。

これで、議案第16号、平成26年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 議案第17号、平成26年度氷川町下水道事業特別

会計予算についてご説明いたします。

平成26年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億6,071万6,000円とする予算でございます。対前年度比といたしましては1.56%の減額予算となっております。

5ページをご覧ください。歳入歳出当初予算事項別明細書により、前年度と比較し増減がある主なものを説明いたします。まず、歳入より説明いたします。歳入合計の本年度予算額7億6,071万6,000円に対し、前年度予算額7億7,269万4,000円の比較、1,197万8,000円の減額予算でございます。5款、分担金負担金の2,596万2,000円につきましては、分担金、受益者分担金2,584万1,000円を計上させていただいております。平成25年度整備しました地区の受益者を見込んで算出しています。10款、使用料及び手数料の1億1,735万2,000円につきましては、下水道使用料、公共下水道使用料1億1,662万円を計上いたしております。内訳といたしましては、宮原処理区7,136万円、竜北処理区4,526万円となっております。20款、繰入金の2億9,729万9,000円につきましては、一般会計繰入金2億9,729万9,000円を計上いたしております。35款、町債の1億6,410万円につきましては、下水道債の1億6,410万円を計上いたしております。

続きまして、6ページを開けてご覧ください。歳出につきましても同様に、歳出合計額の本年度予算額7億6,071万6,000円に対し、前年度予算額7億7,269万4,000円の比較1,197万8,000円の減額予算でございます。5款、公共下水道事業費の4億8,819万7,000円につきましては、負担金補助及び交付金の流域下水道維持負担金4,589万円を計上いたしております。これにつきましては、流域協議会議で決定いたしました平成26年度からの計画水量、負担金の単価の値下げ改定によるものでございます。15目、公共下水道建設費、委託料、設計委託料の3,000万円につきましては、前年度は委託料はございませんでしたが、本年度設計委託料を計上するものでございます。工事費では2億3,200万円計上いたしております。補償補填及び賠償金では、上水道移設補償費6,800万円を計上いたしております。

続きまして、15款、公債費の2億6,944万4,000円につきましては、元金、償還金利子及び割引料の長期債元金1億8,869万8,000円及び10目、利子、償還金利子及び割引料の長期債利子、一時金利子の8,074万6,000円を計上いたしております。

以上で、議案第17号、平成26年度氷川町下水道事業特別会計予算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号、平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。対前年度比といたしましては、75.9%の減額予算となっております。

開けてもらいまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ945万9,000円とする予算でございます。

4ページをご覧ください。歳入歳出当初予算事項別明細書より、前年度予算と比較しまして大きな増減があるものについて説明いたします。歳入の歳入合計、本年度予算額945万9,000円に対しまして、前年度予算額3,924万2,000円、比較の2,978万3,000円の減額予算でございます。10款、繰入金につきましては、一般会計繰入金の一般会計より繰入金940万8,000円を計上いたしております。

続きまして、5ページを開けてご覧ください。歳出につきまして、同様に歳出合計額の本年度予算額945万9,000円に対し、前年度予算額3,924万2,000円の比較、2,978万3,000円の減額予算でございます。7款、公債費につきましては、公債費の3目、元金、5目、利子の償還金利子及び割引料の合わせた934万6,000円を計上いたしております。ちなみに、平成29年度が返済の終了予定となっております。

以上で、議案第18号、平成26年度氷川町宅地開発事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

〔議長、休憩をお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） はい、じゃあ休憩します。

それでは、1時半からお願いします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時13分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

笠原議員は体調不良により、本日午後からの会議に欠席届が提出されましたので、ご報告します。

引き続き、議案第19号から詳細説明を求めます。総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） 議案第19号、国土利用計画（氷川町計画）の策定について。国土利用計画を策定するため、国土利用計画法第8条第3項及び地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この計画につきましては、法律に基づく計画ということから、全員協議会で内容を詳しく説明するつもりでございましたけれども、本会議での説明となりました。概要、要点について、簡潔に説明をしたいと思います。少し時間をいただきたいと思っております。

まず、氷川町国土利用計画が2回の審議会を経て、熊本県国土利用計画とのすり合わせも終わりました。氷川町案について、県より意見がない旨の回答が届きましたので、今回の定例議会に提案するものでございます。2回の審議会には案の状態で諮ったところ、13名の委員から活発なご意見を賜わり、計画に反映されております。また、審議会には議会からも議長はじめ4名の議員さんが参画されております。

まず、この計画策定の根拠である法律、国土利用計画法は昭和49年に制定されております。それ以前は、日本列島改造論で数年にわたって日本各地で土地の買い占めとか土地の乱開発が行われて土地価格が高騰したため、その弊害に歯止めをかけるために総合的かつ計画的に国土の利用を進めるということを目的にした法律であります。

この市町村計画の策定につきましては、国土利用計画法第8条の規定に基づくものでありまして、国、県とあわせて国土利用計画体系を構成するものでございます。また、第1次氷川町総合振興計画に即して策定し、町の指針となるものでございます。また、この氷川町計画は、計画の対象地域が町全域に及ぶこと、地域住民の意向を反映した計画であること、議会の議決を経た計画であることが求められております。合併前の旧町でも、国土利用計画、土地利用計画を策定しておりますが、旧宮原町ではまちづくり条例を平成15年1月1日に制定し、その結果、地域によっては建物の建設に制約を受けている状態にございます。来年度は、この国土利用計画をもとにして土地利用計画を策定し、各地区の実情に応じたゾーンの設定を行う計画になりますが、その後、27年度以降は具体的な規制、誘導を行うことになろうかと思っております。これは、各個人の土地に規制がかかることにはなりますが、周辺の無秩序な開発や建設を防止することができるということになります。

それでは、計画について概要を説明いたします。まず、2枚開けていただきまして、目次は1から3まで大きく分けてありますが、これは国土利用計画法施行令第1条に規定がありまして、熊本県計画や他の自治体もこの規定に基づいたつくり

となっております。さらに、こうした構成から町計画と県の計画は整合性をとる必要がありますので、県の協議が必要ということになるわけです。この国土利用計画法施行令第1条の規定には、この目次どおり施行令第1条第1号に土地利用に関する基本構想、第2号が土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、第3号が規模の目標を達成するために必要な措置の概要ということで、規定の規定上での目次ということになります。

1 ページですが、この前文にいたしましては今説明しましたとおりですけれども、目的は一番下にあるとおり、町土の均衡ある土地利用の推進を国土利用計画に入れ込むというものでございます。基本構想の4ページ、5ページは、説明を割愛いたします。

6 ページから9 ページまでのアンケート結果につきましては、こちらのほうにつきましては、まずアンケートの分析、こちらのほうも個々に説明すべきものでございますけれども、要点だけを説明いたしますが、1,200の方に通知を出しましてアンケートをお願いいたしました。424票ということで、回収率は35.3%の回収率でございました。昨年10月にこのアンケートを実施いたしまして、その内容といたしましては、氷川町の魅力について、現状の土地利用について、今後の土地利用について、土地利用の規制・誘導方針について、最後に産業振興や定住化促進について、これを主なものとしてアンケートを実施いたしました。こちらの中でも特に分析というところで個々に記載しておりますけれども、氷川町の魅力については多くの町民が自然に囲まれ豊かな生活ができる土地と認識しております。

次の氷川町の土地利用の現状ですが、全体的に管理されていない農地や空き家が増えている。背景には、農業後継者がいない農家が59.4%など、農業の担い手不足の顕在化があります。

次の氷川町の農地について、問10ですけれども、こちらのほうは4ポツ目なんですけれども、氷川町の農地の今後についての町民の意見は、「町内で新たな担い手を探せる仕組みをつくり、農地の維持保全を推進する」と考える人が最も多くなっております。

次に、7ページですが、氷川町の中山間地についてです。2番目のポツですが、新たな用途（宅地化）などに期待する声も多いが、注目すべきは国道3号東側の地区で40%の町民の方が宅地化を望んでおられます。農地所有についてですが、これも3つ目のところで宅地化を考える所有者は12.4%、貸したいと考える所有者は36%の結果でございました。分析といたしましては、しばらくは農地を現状維持する所有者が多いが、いつまでもその状態を維持できるか不透明な状態である。農地のままで保存したいと考える人のほうが多いようです。

問13の氷川町の宅地化について問いましたところ、開発すべき42.2%、次の次のポツですが、現在氷川町内において借家住まいの町民の62.2%が町内に家を持ちたいと考えており、39.6%の人は良い物件があれば住みたいと答えています。

次の有佐駅付近での宅地開発に期待する声もあります。これは、説明資料というところに、最後に自由回答というところがございます、そういったところからも拾い上げております。農地と宅地の混在を整理して、適宜使い分けてほしいというような自由意見もございました。

8ページです。氷川町の商業化についても問いました。空き家、空き店舗の利活用について、町の活気を生み出すべきと回答が66.8%ございました。商業地らしい活気に期待する意見が多いようです。

次の次ですが、今後の商工業振興策として、「商業、工業、農業の地元産業の連携による特産品づくりが必要である」63.9%の町民の方が答えておられます。

次に、宇城氷川スマートインター開業についてですが、これにつきましては、企業誘致のための用地として開発することを期待している町民が多く、高速道路を運行するバスに乗るために駐車場を整備してほしいという声も31%ありました。

次のポツですが、国道3号東側の中山間地に居住する住民の34.2%が計画的な宅地化を望んでおり、西側の住民23.2%より11ポイントほど多くなっている結果です。

分析といたしましては、小規模ながら新規の宅地化に期待したり、高速道路にアクセスするための駐車場を整備するなど、地元住民の住環境向上に寄与する意図での開発が望まれているという分析の結果です。

次に、地区単位の土地利用計画についてですが、こちらのほうは地区別に明文化したものの必要性を感じている町民の数が上回っているという結果です。分析ですが、土地利用計画をテーマとした地区別の考え方を整理する必要があると考えられます。

次に、土地利用に関するルールづくりについては、条例等による規制があったほうが良いと考える町民が多いという結果です。必要に応じて地区ごとに定めるのがいいとする割合が高いようです。

9ページです。氷川町の商工業振興についてですが、こちらは商業、工業、農業の地元産業が連携した特産品づくりが最も多い意見で63.9%でした。分析といたしましては、農業を中心とした地域振興に関心を示す町民が多いという結果です。

氷川町の定住促進についてですが、子育て支援を充実し、若い世代の家族を呼び

込みたいとする考えが最も多く64.3%でした。次のポツですが、こちらのほうは空き家バンクなどによって移住者の入居を増やすことの、方への関心が高いようでございます。

最後に、本町の土地利用の課題ということで、こちらのほうはアンケート分析の結果での課題ということなんですけれども、まず、宇城氷川スマートインターチェンジ供用開始を町の活性化の起爆剤としていく期待は高く、土地利用の観点から周辺の土地をどのように位置づけていくのか、議論する必要があります。宅地の供給不足が生じていると思われ、特に、国道3号東側の丘陵・中山間地において期待があるようです。農業の基盤強化と農地利用の集約化が、今後一気に進む可能性があります。そのため、農政と連携しながら、来たるべく集約化の時代に備えた土地利用計画を策定する必要があると思います。世代を超えて、地区の住民が順守すべき土地利用のルール作成が必要となっており、その作成方法について検討する必要があると思います。

次の10ページの2ですけれども、こちらは町土利用の基本方針ということで、持続可能な町土管理、第1次氷川町総合振興計画の基本構想の施策の産業の未来、福祉の未来、教育の未来、環境の未来、地域の未来という5つの視点に基づいて、町土の管理の展開を推進するということになります。

次の11ページの第2表ですが、こちらは今話しました5つの視点ということで、産業の未来につきましては、今後のあり方としては、道の駅竜北で実績を上げているような6次産業化や観光農業へのチャレンジを更に伸ばし、農地や自然の保全と産業・雇用の拡大を両立させる。

要点を説明したいと思います。次の福祉の未来ですが、こちらのほうは安全で安心できる町土利用に向け、自然環境、優良農地、水環境の保全に努め、交通環境の安全性確保、治水や土砂災害防止対策に努める。次の教育の未来ですが、こちらのほうは豊かな田園環境など、ゆとりある町土を大事に守り育てていく。環境の未来、こちらのほうは自然環境を大事にした開発に努める。地域の未来につきましては、今後、宅地化や企業立地等が見込まれる地域においては、土地利用関係諸法等との調整を図りつつ、各種制度を活用し、計画的な土地利用を図る。これが今後のあり方としての課題ということになります。

次の12ページのほうは、こちらは持続可能な町土管理の展開を行うための手法ということで、この3つの手法をつくっております。まず、1番が多様な主体による町土管理。基本的な考えあたりは、ご一読いただきたいと思います。これがまず1つと、総合的な町土管理、双方向的な町土管理、これを3つの手法としてまとめております。

13ページ、こちらは町土類型別の町土利用の基本方針ということで、山間地域、平坦地域、それぞれこういった類型でまとめて、下のほうにはイメージ図として、基本方向として定めております。

次、14ページお願いいたします。こちらは、町土類型別の町土利用の基本方向ということで、今3つに絞った中で、この山間地域、こちらのほうは里山ゾーンと九州縦貫自動車道沿道ゾーン、それと農地。平坦地域は住宅地ゾーン、田園ゾーン、農地という3つのまとめ方にしておりまして、まず中間地域のほうは、この基本方向ということで、こちらにまとめておりますとおり、現状の農地や山林、緑地を維持しながらも、宇城氷川スマートインターチェンジ周辺には流通系の機能を誘致するとともに、宮原サービスエリア周辺の里山には、良好な住環境を求める移住者を対象として、里山に暮らす生活を実現できる宅地整備を行う。これが基本方向でございます。里山ゾーンもそれぞれの基本方向ということでまとめておりまして、特に、この九州縦貫の沿道沿いについては、沿道における緑化を推進していく。農地のほうでいきますと、この2行のほうだけ読み上げますと、土地利用関係諸法との調整を図りつつ、生活利便性の向上や雇用確保につながるような、時代の要請や町民ニーズに合ったバランスある土地利用の推進を図るという基本方向でございます。平坦地域のほうは、これも基本方向といたしましては、国道3号沿道では、その利便性の高い場所を中心として新規の宅地利用を推進し、産業施策による雇用拡大の効果を合わせて、定住人口を増やしていくための受け皿をつくる。また、平坦地では優良農地を維持保全していくという基本方向でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。こちらのほうは、この町土利用の基本的方向という中での現状と課題、これが16ページでありまして、17ページ、それぞれの区分ごとで、例えば農地のほうでいきますと、基本的な方向性としては観光と生産が融合した形で供給することを推進する。優良農地は保全する。こういったことでのまとめ方しておりますので、ご一読いただきたいと思っております。宅地のほうでは、特に、もうこちらのほうはアンケートでの結果というのが反映されておりますけれども、宅地のほうの住宅地におきましては、今後の高齢化や若者定住などに対する住宅、まちづくり施策として、利便性の高い暮らしを実現するための住宅地形成を目指す。JR有佐駅周辺、国道3号沿道、役場周辺及び県道八代鏡宇土線沿道では、暮らしやすい環境を創造し、政策的に新規の居住者を積極的に誘導していく新しい住宅地を目指すという基本的な方向でございます。工業用地は、氷川町で1カ所指定しておるんですけども、この周辺の農工地区に企業の進出を積極的に受け入れていく。その他、宅地という分け方をしておりますが、これも後ほどご一読いただきたいと思っております。

次に、大きな2番目に入らせていただきます。20ページです。こちらは、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要ということで、こちらは欄外に、この表6の欄外に書いてありますように、土地利用面積の平成23年度数値、こちらは、県の土地利用状況把握調査から抜粋をしております。ご覧のように、農地は10年後は、増減の面積のところを書いておりますように、田・畑合わせて40ヘクタール減少していくのではなかろうかという中で、道路と宅地、特に宅地のほうで26ヘクタール、そちらのほうで増加しているというような目標で設定しておりますが、こちらのほうは、ここの2行目に書いておりますように、総合振興計画のほうで人口約1万4,000人、世帯数約5,000世帯ということで、そちらを想定した計画の目標ということになります。

21ページは、地域別の概要ということで、こちらのほうは東部地域を里山ゾーン、中央部、西部の田園ゾーンということでの地域区分でございます。

22ページお願いいたします。個々の地域別の概要ということで、今お話いたしました東部の里山ゾーン、中央部、西部の田園ゾーンということで、地域の整備方針として記載しておりますが、ここも里山ゾーンといたしましては、優良農地を保全する、宇城氷川スマートインターチェンジ周辺では、自然環境を壊さない範囲で企業誘致を行う。特に、宮原サービスエリア周辺では、豊かな自然環境で暮らしたいと考えている移住者向けの住宅地整備を行う。中央部では、国道3号沿道において、賃貸住宅等のニーズがあるため、農地から宅地への転換を行い、定住人口の増加に努める。JR有佐駅周辺の既存の市街地では、積極的に宅地化を進めて定住人口の増加に努める。空き家等への新規住民の入居を積極的に進め、定住人口の増加に努める。田園ゾーンのほうは、農道、農業施設等の維持保全を行うということで、整備方針をまとめております。

次に、24ページをお願いいたします。そこで、この2に掲げた事項を達成するために必要な措置の概要ということで、その必要な措置といたしましては、この10項目に取り組みをまとめております。

まず、1番上にあります公共の福祉の優先ということで、対応の方針としては、そこに書いておるとおりでございます。その公共の福祉の優先とともに、3番目になりますが、地域整備施策の推進ということで、対応方針といたしましては、地域の個性と特性を重視し、町全体として調和のとれた維持可能な均衡ある町土形成を推進する。それと、2つ飛ばしまして、土地利用の転換の適正化ということで、大規模な土地利用転換については、周辺環境や農業生産に考慮し、地域住民の意向など地域の実情を踏まえ適切な対応を図るということで、このご覧のとおり10項目について達成するために必要な措置の概要ということでまとめております。

最後になりますが、参考資料ということで、氷川町の土地利用概略図をまとめております。他の自治体については、大きな破線でゾーンごとにまとめているところもありますけれども、この開きまして上のほうが土地利用現況図ということで、現在こういった形での色分け、下のほうに凡例がありますけれども、こういった色分けになっておりますが、これを10年後の35年の土地利用構想図といたしましては、今この計画の中での基本方針、整備方針あたりの記載をもとに、このピンク色の宅地の色付けということでの構想図になります。ここの下のほうに書いておりますように、この図は、将来における本町の土地利用のあり方を検討するための基礎資料として作製しておりますので、誘導を図るというものではありません。

そこで、この説明資料が次から入りますけれども、アンケートの結果、あと基礎の目標あたりもこちらのほうで記載しております。

最後に、17ページのほうは自由回答ということで、アンケートに設けました欄に自由に回答してもらったのも参考資料として付けておりますので、ご一読いただきたいと思っております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 議案第20号、財産の処分についてご説明いたします。氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年10月1日氷川町条例第42号）第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を売却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、土地の所在地、地目及び面積。詳細は別紙に記載ございますが、筆数が88筆、面積が1万1,406.08平米となります。売り払いの方法、随意契約。売払価格4,556万212円。契約の相手方、熊本県八代市川田町西691番地、西日本高速道路株式会社九州支社、熊本高速道路事務所、所長、江口光昭氏です。

本提案は、宇城氷川スマートインターチェンジの事業用地として西日本高速道路株式会社へ町有地を売却するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質問の回数は、項目ごとに3回までとします。

まず、議案第1号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はありませんか。

はい、米村議員。

○9番（米村 洋君） 11ページの歳入のほうでちょっとお伺いしたいんですが、税務課長、この滞納繰越分について、これは滞納繰越分とは前年度に対して徴収したということなのかな。190万は徴収したという意味ですか。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） はい、そういうことになります。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） それとね、今滞納税率、利息、滞納利息について、何%になりましたか。

それと、今現在、滞納分、そうですね、住民税から固定資産税から保険税から、あらゆる滞納分の総計してる金額はいくらですか。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） 利率についてはですね、延滞利息、本年度1月1日から

4. 2%というふうになっております。

それと、滞納総額につきましてはですね、平成24年度末1億1,936万3,000円というふうになっております。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 今後、この滞納分の徴収について、どういう方向でやるのか。そのお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） 従来どおりですね、当たり前前に納税されている方々ですね、目線で強く徴収に当たりたいというふうには思っております。ちなみに、去年の徴収実績といいますか、平成22年度の滞納繰越額よりもですね、減額というふうになっておまして、徴収のほうも強化しているところです。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） あのね、その納税をする、その納税をしてる人たちの目線でということを君言ってるんだけど、それはどういう意味なのかな。例えば、強制執行的なことということはほとんどやらないということ。そういうことも視野においてだね、徴収の考えはするということはないわけ。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） 昨年も実際にですね、公売等を行っておりますし、そういった形で悪質な滞納と申しますか、そういった方々に対してはですね、強く接してまいっております。

○議長（永田義昭君） いいですね。他にありませんか。
河口議員。

○1番（河口涼一君） ただいまの米村議員の質問をお聞きしてですね、感じたんですが、現在の、いまのに関連してですね、どういう方法、例えば手順をとられておりますか。例えば通知を出す、通知、そして出向く。現在とられている手順をちょっと教えていただけませんか。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） まず、納期限を過ぎた方々に対しては督促状、いわゆる赤紙を送付いたします。その後、またある一定期間納付がなされない場合には催告書を送付します。催告書を送付した際にですね、分納の相談とか、とりあえず窓口に来てくださいという旨のですね、通知をお出ししまして、納期限内、あるいは納付がですね、困難な場合には分納の相談とかですね、そういったやつを受け付けております。相談されない方々にはですね、今後強くあたっていきなというふうには考えておりますけれども、ほとんどの方がですね、分納相談をされております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） じゃあ、1つだけお尋ねしますが、今のご説明の手順で督促から催告までされると。この通知の中には、最後は法的な手続きまでとりますよと、そこまでの強い通知はまだされてない。と、そして現在された経緯はないということですか。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） 法的な手続きをとるということをですね、含めた部分で通知を出したこともございます。で、実際には、公売を25年度にやっておりますのでですね、そういった処分もしたということにはなりません。

○議長（永田義昭君） いいですね。他にありませんか。
江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長にお伺いします。今回、補正で滞納繰越分、これだけ追加で上がってこれるというのは、私は非常に徴収がうまくいっているんじゃないかなという結果だろうと思います。これも前の徴収担当の方が頑張っておられる結果だろうというのがここに、今回補正として表れてくるというのは非常に良いことだと思うんですけども、これから先もこういう滞納繰越分の徴収について、今までと同じように、また今まで以上に徴収担当のほうにも努力していただけるような方策で、税務課の人事管理をやっていただきたいと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃるとおりでございまして、税の公平性という部分ですね、まじめに納税をされている方と、じゃあ納税をされない方が普通に暮らしているという社会はですね、あまりにも良い社会ではないと思っておりますので、そういったところを縮めるために、25年度納税のためのですね、システムまで導入したわけございまして、その活用はまだ図られておりません。それがこういった形で結果を生み出してくるのかというのは、たぶん今年度以降の話であろうというふうに思っております。施政方針でも言いましたとおり、それにつきましては税務課の担当課のほうでしっかりそれを活用するような、システムをきちんと活用するような徴収、納税の方法を考えていただきたいということでございまして、そのあたりはしっかりと一緒になって考えていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） いいですね。他にありませんか。
米村議員。

○9番（米村 洋君） それとね、この27ページですね、庁務手等の民間の委託料1,500万減額になってますけれど、これはどういうことで減額になったか、ち

よっと答弁していただきたいんですが。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 業者選定いたしました際の入札残でございます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） その入札残なの。それとも、例えばその臨時の、例えば職員の人間を削減したとか、そういうことではないわけ。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 業者委託でございますので、人員削減ということではございません。入札残でございます。

○議長（永田義昭君） いいですね。他にありませんか。

米村議員。違うことですかね。

○9番（米村 洋君） この商工業の振興策の中の住宅リフォーム促進事業補助金がありますね。これですね、この対策はですね、町長が考えられた政策でございますか、これは。これは50ページです。そうです、1,500万、そうですね、いくらだったのかな、最初は当初予算、750万ですか。最初の予算はいくらなのかな、減額の250万、1,500万円か何か予算付けられたんですか、最初は。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） 住宅リフォームの促進事業の補助金ですけど、当初、平成25年度の当初は1,500万の予算を組んでました。12月に750万の補正を組みました。その理由といたしましては、それまで月平均の住宅リフォームの。

○9番（米村 洋君） 町長の提案ですかと聞いているんですが。

○商工観光課長（前田昭雄君） ご無礼しました。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 一般質問等のなかでですね、議員の皆様方からも、そういったことも考えてはどうかというご提案もありました。それをやるかどうかという部分につきましては、町のほうで考えて、やる効果があるだろうということで始めたところであります。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） あのね、町長、このですね、行政的な評価ですね、非常にですね、立派だと思えますね、ええ。だから、より良くですね、もうちょっとですね、幅広い町民の方たちにですね、やっぱり普及をさせるような、やっぱりそういう啓発的なことが必要ではないかと思っておりますね。どうですか、その辺のところは。各担当課長。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） おっしゃるとおりでございます、せっかく作り出したですね、こういった制度をしっかりと活用していただくということは大切なことですので、広報には努めたいと思いますし、施政方針でも申し上げましたとおり、この住宅リフォームの中で空き家の解体の部分も26年度からは適用するということにいたしておりますし、いわゆるこれまで持ち主でないと、そのリフォームができなかったと。できればその親子、奥様等につきましてはですね、この対象にしていんじゃないかというようなことも今担当課のほうで検討しております。あと予算審議の中でですね、そういったこともしっかりお尋ねをいただければと思っております。

○議長（永田義昭君） 他にありませんか。

米村議員。

○9番（米村 洋君） じゃあちょっと48ページをお願いします。この委託料のですね、農業基盤整備の促進事業についてですね、どこに委託しているんですか、これは。

○議長（永田義昭君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 農業基盤整備促進事業の委託費370万円につきましては、島地地区の排水路改修の実施設計と、それから若洲排水機場のポンプ設備工事の2件でございます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） それとね、ごめんね、今委託というのは、ちょっと勘違いしてたね。それとね、農業基盤整備促進事業の補助金、これ暗渠客土政策と思いますけれど、戸数はどれくらいの人たちがこれだけの補助金を受けていますか。

○議長（永田義昭君） 農地整備課長。

○農地整備課長（河野正利君） 受益者の戸数までは把握しておりません。上がってきた面積で一応計画を立てますので、今私のところでは戸数までは把握しておりません。面積がですね、72.06ヘクタールでございます。

○議長（永田義昭君） 他にはありませんか。議案第8号は、これでいいでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はありますか。

はい、江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 私は総務委員会なので、ここじゃないと聞けないんでちょっと聞かせていただきたいと思いますが、今回、債務負担行為補正の廃止が、本来この部分については債務負担行為を議会で議決をさせていただいたんですけども、今回廃止をされる、要するに議決したものをまた元に戻すよというような意味合いの負担行為の補正説明だったかなと思いますが、このところがどういういきさつで1回議決したものをもう1回廃止するのか、もう一度よろしければ説明をいただきたいなと思いますが。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 昨年の9月議会をお願いしたわけなんですけれども、この債務負担行為によりまして、26年度の4月から業務委託で訪問調査員さんの雇用をというふうに考えていたわけなんですけれども、県のほうから指摘がございまして、これ結論から申し上げれば勉強不足なんですけれども、介護保険法の27条と28条に、当該職員をして調査させるという項目があるものですから、業務委託は好ましくないということで、非常勤職員の対応をしなければいけないということを知ったわけでございます。本当に申し訳ないんですが、9月議会をお願いしたわけなんですけれども、廃止させていただいて、26年度からの分については非常勤職員で対応させていただきたいというふうなことでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） これは、介護認定訪問調査業務、これは25年度はあったんですか。ちょっと調べてこなかったんで、今日ここを張り替えられたんでちょっとわからなかったもんで、25年度はこの業務というのはあったんですか。委託でやられたのかどうかというところをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 25年度につきましては、4月、5月は臨時職員の対応だったんですけども、6月分から業務委託というような手法をとりまして、仕事といいますか、訪問調査をやってきたところでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） はい、江寄議員。

○5番（江寄 悟君） ということは、業務委託したらいけないものを、25年度は業

務委託したんだという話になるわけですね。ですから、今回は26年度からの債務負担行為分だけなんだけども、25年度の予算において業務委託した分はもうそのまま、業務委託のまま進めていく。そのところはご了解をお願いしますという話も入るんじゃないのかなと思いますが、そのところいかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議員おっしゃるとおりでございます、26年度から訂正をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 他、議案第11号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

米村議員。

○9番（米村 洋君） これはたくさんあるけどね、総務費のですね、歳出の38ページお願いします。行政評価導入業務委託、これはどういうことですか。どういうことでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 行政評価についてお答えします。本町においても財源の多くを国に依存しておりまして、地方交付税の減少が見込まれます中で、持続可能な住民本位の行政運営を継続していくためには、経費の節減だけでは限界があると思います。職員の政策形態能力をますます向上させるとともに、限られた行政資産、人材資源、それから財産をより効果的に活用していく必要があるかと思えます。そういった中で、これまで氷川町において町の予算を使ってどのような行政運営を行ったかなど、主要な事業については広報誌や決算報告書等によりまして、議会及び町民の皆様方にお知らせしてきたところでございますが、事業完了後において目標の達成度や住民サービスにどのような効果があったかなどの成果については、これまで行ってきた評価分析は十分とは言えなかったと思います。そういう意味から、今回この行政評価について、導入等を委託したいというふうに考えております。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） ごめんね、課長ね。最後にあんた、今年で定年だけど、いい、ちょっと。ごめんね、いじめるんじゃないけど。これは何、第三者委員会か何かを

設置するわけ。そういうところに委託するの、行政評価的なことを。どういうこと、もうちょっと長めにちょっと詳しくちょっと。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） 業務委託ということで、業者に委託したいというふうに考えてます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） だからね、今その業者に委託。だから、その辺のところはどういう業者に委託をするのかなということだね、業者委託というのは。どれくらいの、どういう人たちに対して業者委託と。行政評価をできる業者というのはいるの。その辺のところをちょっと、ちょっとそのわからないんだけど。行政を評価するということは、自分たちでどうやったね、行政手腕を発揮して、自分たちでいろんな議論を重ね合わせてだね、自分たちで評価していくというのが普通じゃないのかなと思うんだけど。それをあなたたちがやった行政のことの施策に対しての評価を、その民間に委託するということにおいては、あなたたち以上の行政評価をできる機関、そういう業者がいるわけ。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） そういった評価を専門にする業者がおります。そこに委託したいというふうに考えております。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） いいよ、いいよ。

○議長（永田義昭君） 今の件でよかですね。

○9番（米村 洋君） それ以上のこと、ちょっと何かね、町長。その辺のところ、あなたが引き継ぐことにおいて、よくだね、次の総務課長に対してだね、町長よく一通りですね、指導をしていただきたいということで、どうでしょうか、町長。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） まあ、ご質問の意味は、趣旨はよくわかるわけでございます。自分たちの仕事を自分たちで評価すればいいじゃないかということでございませうが、それがなかなか限界がございませう。それを第三者の目で評価をしていただいて、本当に今の仕事のやり方、あるいは適正な人員でやっているのかということろをですね、ぜひ1回第三者の目で見たいと、検証していただきたいという意味で、この委託料を上げているわけでございますので、その成果につきましては、追い追いですね、またご報告ができるかと思っております。

○議長（永田義昭君） いいですね。他にございませうか。

米村議員。

○9番（米村 洋君） 46ページですね、人材育成派遣研修選考委員というのがありますが、この選考委員というのは何名と、その役割というのはどういうことでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） ここの人材育成費のところでは組んでおります予算につきましては、例年どおり基金の中からこの予算を充当いたしまして、昨年度につきましては、これまでの実績につきましては、宮城県の被災地、それとドイツの環境を学ぶということで2件、人材育成のこの旅費、基金を使いまして行ってもらっています。この中で、この選考委員の中で、その、これは7割、旅費の7割を補助するものなんですけれども、その派遣について、研修について適切かどうかということで、この選考委員会に諮りまして決定をしていただく、そういったルールでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 課長ね、費用対効果というのはあるのか、どうなの。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） 当然、見込まれます。こちらのほうは、将来リーダーとなってもらい、地域活性化にリーダーとなってもらいべく人材をとということで、この人材育成なわけなんですけれども、近年、ここの当初で組んだ予算について、補正を組むというような事例も最近はありませんので、むしろ積極的にPRして、広報誌などでPRして、この募集あたりをつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 48ページをお願いします。八代地区のイントラ整備、イントラネットのですね、運営費の負担金ですけど、この負担割合というのは、これ八代市とのイントラの結局負担ですか、これ。八代市と氷川町の、1市と1町の。これ、インターネットですか、インターネットのですね、どうですか。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） こちら、八代地域のイントラネットは、八代市と氷川町のネットでございます。実際、公共施設関係あたりからインターネットに乗るときに、すべてこのイントラを通じて外部のほうに接続するようになっております。セキュリティとか、そういった問題もございまして、八代市と合同でこのシステムを構築しております。

- 議長（永田義昭君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） 平課長ね、年間いくらかかるの。それと負担、うちの場合はいくら、900万、970万かな、負担してるけれど、その負担割合というのは全額でいくらかかって、負担割合はどういうふうになってるの、これ。
- 議長（永田義昭君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（平 逸郎君） すみません、詳細につきましては、今ちょっと手元のほうに資料を持ってきておりません。公共施設の数とか接続点、そういったもので負担金を八代市と氷川町のほうで按分という形で算出をしております。
- 9番（米村 洋君） 5対5ということかな。
- 企画財政課長（平 逸郎君） いえ、違います。
- 議長（永田義昭君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（平 逸郎君） 接続するその施設の数とか、あるいは職員の数、そういったもので変わってまいります。
- 議長（永田義昭君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） あのね、いくらかかるのかということ、これ。負担金は全体的にいくらね。例えば八代市とね、氷川町で合計でいくらかかってね、氷川町が七百なんぼかな、90万円ぐらいの負担してることになってね、その負担割合が出てくると思うんだけど、それは結局把握してないということだね。
- 議長（永田義昭君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（平 逸郎君） 今、こちらのほうに資料を持ってきておりませんので、後日お答えしたいというふうに思っております。
- 議長（永田義昭君） いいですね、それで、後日で。他に。
- 〔議長、休憩を〕と呼ぶ者あり]
- 議長（永田義昭君） はい、これから10分間休憩いたします。
-
- 休憩 午後2時15分
- 再開 午後2時23分
-
- 議長（永田義昭君） 休憩前に引続き、会議を開きます。
- 企画財政課長。
- 企画財政課長（平 逸郎君） 先ほどの八代地域イントラネットの運営費なんですけど、総額6,500万円、氷川町負担が14.8%ということになります。よろしくお願ひします。
- 議長（永田義昭君） 議案第13号について、ほか質疑ございませんか。

河口議員。

○1番（河口涼一君） 総務管理費の項目でお尋ねしたいんですが、38ページになるようですが、現在職員の方と一緒にですね、お仕事をされておられる臨時職員または派遣の職員というんでしょうか、この方たちの費用ということで庁務手等民間委託料、それと労働者派遣委託料、二通りございますが、ここには職員の仕事内容による差とかですね、例えば雇用条件とか、雇用契約等ございますでしょうか。当然あるとは思いますが。それと、雇用契約の中でですね、例えばもう契約をあなたとはしませんよという場合には、どのくらい前の通知をされるとか。さらには、契約を再度またお願いしますというようなときには、どういう手続きをされておられますでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） まず、庁務手等民間委託料の6,813万1,000円についてご説明申し上げます。内容的には、保育所の庁務、役場庁務、それから資料館、八火図書館業務でございます。それから宮原小学校の調理業務、共同調理場、学校図書館司書、学校庁務手、それから英語指導、多種にわたっております。個人個人での契約ではございません。いわゆる、ただいま申し上げました業務についての業務契約でございます。したがって、個人の処遇につきましては、会社とその派遣されて来られます従業員の方との契約ということになりますので、町のほうといたしましては、そこにタッチできない部分があるかというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） それでは、その職員の方たちの労務管理といいますか、評価、それは当該課で、当該部署でされるということですか。先ほどちょっとお尋ねしたんですが、雇用契約期間の中でですね、例えば1年契約で何年まで自動更新できるとか。もう今年は5年目に当たるんで、もうあなたとはしませんよと。だからもうそろそろそういう準備をしておいたほうがいいんですよというお話は、少なくともされないといけないと思うんですが、どのくらいまでにされるのか、そこをお尋ねしたいんですが。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（河崎澄男君） あくまでも業務を委託しますので、その方との雇用契約ではございませんので、何年ということでの委託ではございません。あくまでも、その業務に対しての町と会社の契約でございます。

○議長（永田義昭君） いいですね。他にございませんか。

米村議員。

○9番（米村 洋君） 議長、えらい力ない返事だね。もうちょっと大きい声で米村議員って言ったって、またかという顔だね。

あのね、60ページをちょっとお願いします。この臨時福祉給付金というのは、どういう人たちが受けてるのかな、これは。給付を受けてるの。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 臨時福祉給付金6,149万のご説明をしたいと思います。新聞・テレビ等でも報道はなされているかと思うんですけども、国のほうで消費税が4月に引き上げられることに伴いまして、低所得者に与える負担の影響に鑑みて、一体改革の協議の中で講じる社会保障の充実のための措置ということで、対象者につきましては、市町村民税、均等割ですけれども、課税されていない者。ただ、課税されている者の扶養親族を除くというふうにはなりますけれども。対象の方というのは平成26年の1月1日現在でお住いの町村におられる方が対象で、本町の場合、まだ試算の段階ですが、5,200名ほどが対象になれるかというふうに計算をしております。また、それに加算分というのがございまして、給付対象者、今申し上げた5,200名ほどの対象者の方のうち、また老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給の方については加算分として、また5,000円を支給するというふうなことになっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） あのね、町長ね、もうこれは聞き出すとね、きりがいいからものすごい聞かないといけないから、もう長時間かかりますから、あのね、1つね、ちょっとわからないことはね、成年後見という欄がありますね、これ、61ページですね。成年後見町長申立てに係るとかですね、診断のとかですね、とかその上ですね、後見人等の謝礼とかですね、これはどういうことなんですかね、これ。後見人というのは、何か禁治産者的な、とかそういうことを含めてのことですか。担当課長。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） この成年後見制度町長申立てによる謝礼とか手数料とかというふうに予算計上しておりますけれども、裁判所が選任した後見人に対する謝礼、それから裁判所に申立てに係る診断書、医師の診断書の手数料等を計上しております。町長が行う成年後見審判の請求により、家庭裁判所が選任した後見人というふうな方が対象になります。

以上です。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

- 9番（米村 洋君） これね、少年、未成年者を対象にしたことなの。
- 議長（永田義昭君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（山下 剛君） 今、61ページをお開けいただいているかと思うんですけれども、こちらは老人福祉費のほうで計上させていただいておりますが、障害のほうでも同じように計上させていただいております。未成年の方がなられるケースというのは想定といたしますか、しておりませんで、認知症とか財産管理ができなくてというふうなことの重い方で、どうしても後見人が必要だといった場合に、保護者というかご家族の方とかがおられなくて、町長が職権でといたしますか、裁判で申し立てて後見人が必要ですよというふうに家庭裁判所に申し立ててする費用を町が負担するというふうなものでございます。
- 議長（永田義昭君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） それはね、結局町民からの依頼、申請があつてからやるわけ、それともこちらから、例えばそういう人たちをみなし、そういう後見人的な、一つの例を挙げると財産管理ができないとかうんぬんという等々のいろんなことがありますね。だから、町民から申し立てたことにおいて相談に乗っているということですか、それで解釈していいですか。それは、町長が代理人で裁判所に申請の手続きをするということでもいいんですか。
- 議長（永田義昭君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（山下 剛君） 親族の方に後見ができるご親族がおられれば町は立ち会わなくていいわけですがけれども、そういう方がおられない場合で。
- 9番（米村 洋君） 私が言ってるのは、町民の人たちからの申請によってやるの。
- 議長（永田義昭君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（山下 剛君） その判断が難しい方ということで、町が代わって裁判所に申請しますので、住民の方の申請というわけではございません。支援というか、保護の立場で行うものでございます。
- 議長（永田義昭君） なるだけ委員会で聞けるところのあるところは、そういうところでお願いします。
- 9番（米村 洋君） ものすごくあるんですけどね。じゃあ各担当課長に直接わからないときは聞きますから、町長それでいいですか。
- 議長（永田義昭君） 町長。
- 町長（藤本一臣君） どうぞ、直接お尋ねいただいて、その上でまた委員会等ですすね、ご質疑があれば、どうぞご質疑をしていただければと思っておりますが。
- 議長（永田義昭君） 第13号について、他。
清田議員。

○2番（清田一敏君） それぞれ今委員会に付託ということでございましたが、1点だけすみません。私は総務のほうに所属しておりますので、産業建設のほうは委員会で質問できませんので、すみません、お願いします。97ページ、商工費、30款、5項、竜北公園費、それから立神峡公園費というふうに予算が組まれておりますが、竜北公園と立神峡、それからあと1つ桜ヶ丘運動公園がありますが、桜ヶ丘運動公園につきましても、当然維持管理費が発生すると思いますが、桜ヶ丘運動公園については、どの項目で予算計上がなされているのか、すみません、そのところを一つお願いします。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木本栄一君） 桜ヶ丘運動公園につきましても、生涯学習課のほうで所管しておりますので、保健体育施設費の中で予算を計上させてもらっております。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木本栄一君） 131ページになります。

○議長（永田義昭君） 清田議員。

○2番（清田一敏君） なかなか桜ヶ丘総合運動公園にいくらかかっているのか、明細がわかりませんので、できればですね、あと1つ費目を設けていただきまして、大体桜ヶ丘運動公園分にいくぐらい維持管理費がかかっているのか。そういった点も明確に出していただければと思います。一応要望でございます。よろしく申し上げます。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長、今のところ、後から資料として、いいですか。
はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（木本栄一君） 予算の費目を分けるかについては、財政担当のほうと協議したいと思いますが、後で保健体育施設費の明細について、議員さんにお渡ししたいと思います。

○議長（永田義昭君） 13号について、他ございませんか。

江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 町長の所信表明を聞いて、色々新しい事業もやられて、26年度の事業予算について非常に前向きな予算だなというふうに中身を精査しながら思ったんですけども。

まず1つは、町長にご答弁願いたいんですが、先ほど情報公開度についての話がありましたけども、氷川町は20番だということで、合計点としては55点という点数が今付けられています。一番高いところで高森町の93点ありますが、どういところで情報公開度が足りないんだろうな、ここら辺を先ほどは議会も教育委員会ももっと情報公開度を高めるようにというような話されましたけども、どこら辺

をどういうふうにして、今後やっぱり町民の方への情報公開度を上げていくのか。そこら辺を、例えば出先機関も含めてですね、こういうところでもっと情報公開を上げようかという思案等がありましたらお伺いしたいなと思いますけれども。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 新聞に出ております、その情報公開度ランキングにつきましては、オンブズマンの方々の調査でございまして、国とか県とかが基準を持ってやるのとちょっと違います。ですから、視点がかなり何といたしますか、厳しい部分の視点からの点数が配点されているというふうに思っております。そういった中で、やはり高いところと低いところの差があるわけですので、限りなく高くなるように努力をしていかなければならないというふうに思っております。そういった中で、やはりそれぞれの委員会でありますとか、議会でありますとか、そういったものの議事録の開示でありますとか、そういった部分がたぶん点数の低いところだろうというふうに思っております。あるいは、その請求の仕方がややこしいとか、簡単ならば評価がいいとかというような部分でございまして、すべてをですね、そのあたりはできる範囲を、できる可能な限りで提供するような努力をしていくということとございまして、そういった項目ごとに再度精査をする必要があるのかなというふうに思っておりますが、いずれにしましても、情報公開には努めていきたいというところはですね、ぜひお汲み取りをいただきたいというふうに思います。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 議会のほうで努力しなければいけないのは、議長を筆頭に議会としても努力していくべきだなと思います。また、私が総務課のほうで情報公開の資料をとっても、すべて今のところ出していただいているんで、もっとランクは上がっていけるんじゃないかなというふうに思っています。

もう1つですね、これは2月25日に市町村民所得の公表がありました。県内においては、おおむね2%増だと。本氷川町については、町長の努力もありまして、3.2%増になっている。今後、やっぱり氷川町の皆さんの所得向上のため、特に農家の皆さんの所得向上に力を入れておられます。今後、商工業の皆さんへの所得向上、一番所得向上にいれられるのは、サラリーマン、給与所得者、公務員、こういうところ、非正規、先ほど質問ありましたけど、そういうところの賃金を上げる。さっきは1,500万の入札残がありましたというのが、その労働者の方の給与が下げられなければいいけどなという心配もあります。そういう意味で、氷川町の所得向上のために、農業も含めましてですね、今後総括的にどのような方策を打っていかうかという案がありましたら、一言でもいいですが、これから検討するでも構いませんけども、一言お願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 公表されております町民、県民所得ですね、というのはやっぱりその個人の所得の数値じゃない、ではございません。あくまでそれぞれの町の所得という話でございますので、当然企業とか、法人のそういった大きな会社がたくさんあるところはたぶん上位に入ってきてると思います。そういった意味では、やはり企業誘致というのはですね、全体の地域に与える活性、いわゆる経済の活性化のためには大変有効な部分だろうと思っておりますので、冒頭申し上げましたとおり、そういった企業誘致についてもしっかりと頑張っていかなければならないというふうに思っております。併せまして、それぞれの個人の所得の向上、これは目指すところはそこでございます。農業にしましても商工業にしましても、それぞれの世帯のですね、所得を上げていくことが後継者の育成にもつながってまいりますし、存続にもつながっていくわけでございますので、そのために農業の分野、商工業の分野でそれぞれですね、行政として支援できる部分は新たな取り組みを始めたという形ですね、今行っております。やはりそのあたりをしっかりとまたですね、力を入れて、またそれ以上に必要な取り組みがあればですね、やはりそういったところにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 61ページの一番下のいきいきサロン事業委託料についてお伺いします。先ほどの所信表明の中で、現在、すみません、行政報告の中で現在27地区で25年度2地区追加になりました。本年度予算384万円計上されていますけども、このいきいきサロンの27地区以外のところで、26年度おおむね何地区程度が入っていただけるのかな。町長は目標として全地区と言われていますが、この予算計上に当たって、あとどのくらいを26年度想定されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 予算計上は40地区、全地区を計上させていただいております。出席というか、参加される方の人数というのは、まあおおむね25人程度ということで計算をさせていただいているところでございますが、議員おっしゃいましたとおり、現在27地区で加入促進を図っているところでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） なかなか思い切った予算で頑張っていたきたいと思います。

次に、67ページ、どこの項目になるかわかりませんが、今日の新聞に児童虐待2万人を超えましたという報道がなされています。熊本県内においては43人がそ

の事例としてあがってきた。でも、隠れているものはもっと多いただろうという想定がなされていますけれども、本町の児童福祉に関して、その児童虐待に関する予算というのはどこにどうやって、どのくらい上がっているのか、ちょっと予算書見る限りでは探すことができませんでしたが、何らかの対応を町としても考えておられるのか。そこのところを教えていただければと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 虐待につきましては、あとですみません、詳しく報告をしたいと思いますが、保健師活動の中で児童虐待といいますか、母子保健推進員さんも14、5名だったと思うんですけども、全地区といいますか、町内をカバーする形で活動、ボランティアなんですけど活動していただいて、そういうネグレクトであったり、虐待が思われるというような事例につきまして報告をいただいて、保健師がお宅に訪問したり民生委員さんと協力したりというふうな活動をしているところでございます。具体的に虐待ということになりますと、法的措置というわけじゃないんですけども、県の虐待防止という弁護士さんとか行政書士さんとかおられるところと契約を結んで講演会を開いてみたりとか、ご相談を差し上げたりとかというようなことを行っております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） この県内43件の中には氷川町の件数は入っていないと思いますが、そういうふうな児童虐待に至りそうな、そういう保健師さんのほうに報告が上がったというようなことは、どうでしょう、24年度でも5年度でもいいんですが、そういう事例は上がってきたんでしょうか。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 虐待というのでは上がってきておりませんが、ネグレクトという形で、要するに育児放棄と思われると、子どもに母乳を泣いているのに与えないといいますか、そういった事例というのが見受けられるということで訪問活動なりを行ったというのが1件、24年度、5年度です、1件ずつ上がっております。もちろんその改善に向けて、ご近所なり民生委員さん、もちろん保健師の訪問等で改善の方向に向かっていただいております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） もう持ち時間がないそうですので、3件立て続けに質問をさせてもらいます。わざわざ資料をいただきましたので質問をさせてもらうんですけども、86ページ、町の農業振興協議会補助金については、前年度よりも100万補

助金が上乘せされてるということで、そのところは繰越金が町に返還されましたという、たぶん査定で返還させられたんでしょうけども。400万の25年度予算に対して、町の補助金に対して今度は500万の26年度、町の補助金、歳出のほうの補助金を上げる。結局、補助金は100万円上げましたということですが、歳出のほうの見直しについて検討されたのかされなかったのか、そのところについて、一つお伺いします。

もう一つが、97ページ、竜北公園ウォーキングセンターの来場者数について、平成24年度7万8,934人、平成25年度4万4,725人。これは12月まで、25年度は12月までの分と書いてありますが、24年度、急に3万人程度増えてきている。これはたぶん梨マラソン等、いろいろなイベントをあそこでやり始めたからだろうというふうに思います。よって、本年度のこの管理費ですね、竜北公園の管理費を130万程度上げましたとあるんですけども、130万、施設そのものは変わってないのに上げなければいけない理由を教えてくださいと思います。

もう一つ最後に、建設下水道課のほうの件をお伺いします。全体的に101ページ程度と思いますが、今全国において入札不調が随分と取りざたされております。これは、東北大震災、それからもうそろそろオリンピックも来てる、また阿蘇の災害等があって入札不調が随分出てきてるんだと、県も随分困っているということですが、本町について、そういう事例が25年度入札不調になった事例があるのかどうか。この3点についてお伺いします。

○議長（永田義昭君） 農業振興課長。

○農業振興課長（稲田和也君） 今、江寄議員さんのお尋ねの件で、農業振興協議会の補助金ということで、昨年度は、農業振興協議会の補助金で401万4,000円ほど計上しておりました。今回、26年度につきましては507万ということで100万弱の補助金が上がっておりますが、今回25年度につきましては、残金のほうを精算して返却するというので、26年度につきましては繰越金を歳入のほうに計上しておりません。25年度につきましては、97万ほどの繰越金がありましたので、それを充当しております。事業費につきましては、去年が、25年度が530万ほどで26年度542万1,000円ほどお願いをいたしております。一応、事業内容について見直し等をされてますかということでございますが、一応中身をですね、25年度と比べて精査しております。まず会費、会議費あたりに集落営農組織の講演会あたりを26年度は行いたいということで、5万円ほど増額を要求しております。それと、現地調査費につきましては、先進地研修ということで、町外、県外あたりの農業法人とか集落営農法人あたりをですね、研修したいと

いうことで5万円ほど増額をさせていただいております。需用費あたりにつきましては、若干ですが下げさせていただいております、できる限りの最小限の事業費で26年度のほうも執行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） 竜北公園ふるさと自然の道管理委託料について、平成26年度は619万3,000円ということで計上してあります。先ほどちょっと130万円ほど値上がりしたというお話だったんですけども、平成25年度は591万1,000円ということで28万2,000円の増になっています。その中身なんですけど、主に上がった分といたしましては、公園施設管理業務委託料ということで、そちらのほうで上がっています。中身に対しましては、シルバー人材の事務費が10%から、来年は13%になるということと、それと公園の施設管理、草刈り等の除草作業なんですけど、これについてはちょっと夏場の除草をちょっと充実させてきれいになりたいということで、その辺が若干上がっております。

以上です。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 江寄議員より、入札の不調につきまして、あったかというご質問でございますが、この入札につきましては、企画財政課が担当課でございますが、私の知ってる限りではあっておりません。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 町長ね、ちょっと最後にね、一言ね、言いたいことたくさんあるんだけど、このね合併特例債、合併特例債ですよ。過去にね、10億造成した経緯がありますね。あとですね、今、どれくらい合併特例債を発行なさったのか。それとですね、今残っているのがですね、どれくらいあるのかということとですね、再度基金としてですね、積み立てができるのかできないのか。その辺のところちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 合併特例債につきましては、当初48億積み立てて、限度額はございます。そのうちに、約7億2,000万ほどですね、これは平成24年度末なんですけど執行しております、残高につきましては、残り40億8,000万ほどございます。あと、基金につきましてはですね、宇城市あたりが基金を積み立てたということなんですけど、うちは合併当初にですね、10億2,000万ほどもう既に基金を積み立てておまして、その分で基金の積み増しは法律上

できないということになっております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） いいですか、はい。他にございませんか。

長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） すみません、予算のほうではないんですが、企画課長のほうから具体的な説明がございましたけど、その中でスマートインターの整備に関して、その跡地工業誘致を一応考えているんだというようなお話ございましたけど、具体的に何かそういう企業なり、また対策等お考えであるのかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。どなたに聞いていいかわかりませんが、よろしくお願ひします。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） スマートインターの周辺に工業用地ということですが、現在隣接したところに元旦ビューティが平成7年に土地を取得されています。その土地につきまして、今年の3月にスマートインターも開通しますので、そういうアクセス道路の整備もできますので、ぜひこちらにおいでくださいということで以前から誘致活動を行っています。こちらのほうから元旦ビューティの本社、並びに営業所なりに出かけてお話してますし、また向こうのほうからおいでくださった際もこちら、いろんな企業誘致のお話をし、できれば早めに来ていただきたいということで一生懸命やっているところです。

以上です。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） 是非、推し進めていただきたいと思います。我が町は基幹産業というのは第1次産業が基盤でございますので、魅力があるのはやっぱり法人税、企業の法人税というのは税収に対しては非常に魅力のある分野でございます。そういう意味では、大型の大企業でなくてもですね、小企業、あるいはそういう第1次産業を利用していただく企業をですね、第一優先に誘致していただければ、その後の一体化になってつながるんじゃないかなろうかというふうに推測しますので、是非、進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 先ほどの町長の施政方針で、空き家対策における解体費補助というのが話が出まして、その補助金は项目的にちょっとなかったんですが、住宅リフォーム促進のほうでやりますというお話が今あったので、結局解体費補助についても、補助率というのは1割ですか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（前田昭雄君） 現在、住宅リフォームの中で解体も含めるということでやっていますが、10万円以上の解体に対して20%の補助率、限度額が100万、20%ですね、100万円以上になれば全部、20万円となります。
以上です。

○議長（永田義昭君） いいですね。他、13号についてございませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第14号について、質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第15号について、質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第16号について、質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第17号について、質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第18号について、質疑はありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第19号について、質疑はありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 西尾課長、最後にお互いにやりとり、これでもうあなたも退職するから、ご苦勞様でした。そして、振興局のですね、建設についてはものすごく尽力されたということでして、本当に感謝を申し上げます。それとですね、この国土利用計画についてですね、1,200名の人たちの調査をしたと。これは作為的ですか、無作為にやったんですか。それとも職業的にどの辺のところという、そういう選択でやったんですか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） 6ページのところのアンケートの調査の件なんですけども、これは住基のほうから、無作為で住基がリストアップするというふうな形になります。それでよろしいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 町長ね、その宅地開発事業、このね、国土利用の計画の中にもですね、本当に住宅地の推進的なことのね、要望が入っておるんですけど。農業立町ということの中にですね、その農振という、この非常にですね、かぶったところが多すぎる。今現在ですね、その農振の除外、除外についてはですね、町が決定権は持っていると思うんですが、結局その農振の同意ですね、解除の同意は県が持っていると思うんですよ。そして、その農地転用の場合もですよ、県がですね、許認可権を、転用の許認可は持っていると思うんですね。今後においてですよ、今農地法という非常にですね、厳しい、この何年か前からですね、非常に厳しいまた網をかけたことが出てきていると思うんですね。この辺のところをですね、結局その国策化、町は町の独自のですね、その住宅政策のですね、あり方、農振の除外のあり方、だから市街化区域、調整区域のですね、結局その線引きをですね、どうやっていくかという戦略をですね、町長、その戦略的なことはどう思われますか、その辺のところ。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 大変奥の深い質問でございまして、一言ではたぶん語り尽せないだろうなと思っておりますが、要は守るべきところは守る、開発すべきところは開発をしていく、その中でそれぞれのやっぱり法律がありまして、そういったものを遵守しながら手順を進めていかなければなりません。そのことを、じゃあ町で独自にびんびんやっていいよというようなことがですね、できればある程度裁量権があるんですけども、議員おっしゃいましたとおり、すべてにおきまして県の認可、許可が必要な部分でございまして、あとはそこを開発するべきところを町が計画をつくって、こういった形で、こういった目的でここを農地から外したいんですというのを明確なですね、目標があればたぶんその除外というものはですね、進められていくのかなと思っておりますので、やはりそのあたりをしっかりとプランを練って、必要なところは除外をさせていただく、農地転用をさせていただくという手続きを、これからも進めてまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） これもまたですね、ただいまの米村議員の質問とちょっと関連してくるんですが、先ほど無作為にですね、1,200送られて424の回収だったと。つまり3分の1ですね、424ということは4,500世帯ほどありますから10分の1の回収率。さらにはですね、今見ましたところが、最後のほうのですね、アンケートの調査結果というところで回答者のですね、年齢を見ても、50代、60代、70代、こちらがシェア的には高いようで、どうですかね、60

%ぐらいはその世代であり、20代、30代というのは少ないわけですね。これから、この氷川町を背負っていく世代の方々の回答が、40代、50代でも結構なんですけど、この中にきちんと反映されたのかどうかと。ところもですね、あとでしっかり読み込んでですね、みたいと思います。中身は非常に興味があります。この中でですね、冒頭、町長がお話になったですね、定住化に対するヒントとかですね、これからのまちづくりに対するヒントがたくさんこの中に網羅されているとは思いますが、ただ、この回答状況を見ますとですね、これは私たち以上のですね、年齢の世代の回答率が非常に高いので、今後ですね、もしアンケートをとられたり、またまちづくりをされるときの参考にですね、パブリックコメントあたりとられるときには、もっと若い方を何とか集めてですね、意見を聞かれる機会をおつくりいただけないだろうかというふうに思っております。今のこの年代の偏りというのは、これで、私の解釈でよろしいですね。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） 先ほど話しましたように、無作為での抽出によりアンケート調査をお願いしたわけなんですけれども、回収といたしましては、10代の回答はありませんでした。20代が1割です。一番多いのは60歳代ということで32%の回答がございました。無作為抽出の中で、そういった年代別に応じたような抽出の仕方があるのかどうか、若い人たちに偏った形での抽出のやり方があるのかどうかというのは、ちょっとシステム上のことですので、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） いいですね、他。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 今回、国土利用計画を読ませていただきまして、9ページに本町の土地利用の課題という形で最終的にまとめられておられます。なかなか的を射ているなあというふうに、4項目にわたってまとめられているわけですが、インターチェンジを起爆剤としましょうよと。そのインターチェンジを土地利用の観点から考えていってくださいね。

2点目が、宅地供給不足が生じていると。これは、町長はいつも民活でという表現をされますけども、農地保全の必要性も無視できないが、宅地化が可能な場所を本計画に。これは、来年度土地利用計画をつくられると思いますので、それに反映していくのかな。特に、3号線の東側という表現で60%が出てきますけども、そういう意味でこのような可能な場所を、土地利用計画の中にも入っていくのかなというふうに考えております。

それと、農地集約、これは町長が力を入れて今やっておられますので、来るべき集約化時代に備えた土地利用を考えてくださいよ。

4番目に、世代を超えてということですが、この私たち氷川町の土地利用のルールが必要です。これは、土地利用の次に再来年でしたか、まちづくり条例の案を考えたいということで、去年甲斐課長のほうから答弁をいただいたところです。それを受けてできた13ページの基本方向という書き方になってますが、町土の利用の基本方向、これは国土利用計画ですので、これぐらいのざっくりさがあるといいのかなとは思いますが、私はですね、この3号線沿いだけに焦点があてられているような気がしてなりません。県道沿いですね、県道沿いのほうが今発展しているんです。だから、これから先の平坦地域の住宅地ゾーン、または商業地ゾーンも含めて、私は県道沿いもエリアとして次のですよ、国土利用計画はいいにしても土地利用計画に入ったときに拠点化するような形で、コスモスも含めてですね、この県道沿いの活性化、土地利用活性化も国土利用から土地利用に引き継いでいってほしいなというふうに思いますが、この東西断面でいくと、3号線だけがクローズアップされてますが、土地利用はもう少し細分化する方向で引き継いでいただきたいと思いますが、そのところはどうか。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（西尾正剛君） 先ほど説明の中で、2回の審議会を経てということでご説明いたしましたが、ここの17ページのところをご覧いただきたいと思いますが、今、江寄議員から質問がございました、この宅地の中の住宅地のところなんです。今、事務方の中では特にアンケートに反映される内容としては、このJR有佐駅周辺、国道3号、それと沿道ということで記載をしていたんですけども、委員さんの中から役場周辺、これ役場の通りの南側じゃなくして北側のほうなんです。そちらの役場周辺及び県道八代鏡宇土線沿道ということで、今江寄議員が言われたように、そちらのほうの発展、活性化ということも見込まれるということで挿入してくださいという要望がございましたので、ここの計画の中に入れ込んだという経緯がございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） この国土利用計画の一番最後、町民の皆さんの自由回答でいろいろな意見が出てきて、私このアンケートを読ませてもらって素晴らしいな、町民の皆さんがこれだけ氷川町のことを考えていただいているのかなというふうに思いました。そして、回答そのものはすごく私は的を射ているものだなと思います。ある女性の方が言うておられました。「子育てやってきました、そして次に子育てをした後、親の介護に入りました。町のことを考えずに申し訳ありません」。そういうふうな町民の皆さん、本当にこのアンケートによって町をもう一度見直す、その

ようなことがやられたんだな。そういう中で、この一人一人の意見の皆さんの中で、一番最後に70代の男性の方がこう書いておられます。「氷川町をより住みよい活気ある町にしていく上で特に大切なことは、住民の意識を変革していくことです」と書いてあります。私は、ずっと読んで一番最後にこのアンケートを載せていただいている、本当にこの国土利用計画を表に出して、町土利用計画ですけどね、この氷川町を、土地利用をどうするんだろうというのを住民の方に、町民の皆さんに知らせることによって意識改革をしていけば、私はもっともっとこの氷川町の活性化に、その前の意見を全部見た後これが出てきて、そういう活性化につながっていくんじゃないか。そのためには、国土利用計画をきっかけに、その土地利用計画、まちづくり条例と、住民の皆さんの意識を呼び戻していくとか、そういう方向で今後土地利用を進めていただきたいと思います、最後に町長のご意見を一言伺いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 質疑なのか質問なのかちょっとわかりませんが、せっかくのお尋ねでございますので、少し所見を述べさせていただきます。議員おっしゃいましたとおり、この町をつくっていくのは町民のお一人お一人の力なんですよ、はい。町長が、議員がというレベルの話ではございません。私どもそれをしっかりと、そのことを実行していく実行部隊でありますので、やはり一人一人町民の皆さん方のご意見、そしてその意識を変えていただいて、みんなで丸となっていって私たちの町をつくるんだというようなですね、取り組みを進めていくべきだろうというふうに思っております。そういった啓発をですね、何らかの形でしっかりとしていくことはですね、大切なことだろうと思っておりますし、常にそういった気持ちでですね、これまでも町政に携わってきたつもりでございますけども、これから先も更にですね、そういった気持ちを持って進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（永田義昭君） 他に、議案第19号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第20号までのうち、議案第7号は先議したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、先議することに決定しました。

これから、議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第21号までは、お手元に配りました議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第21号までは、議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時20分